

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (R2)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	環境基準達成率：河川BOD	%	95.1	95.1	環境基準の 達成率の 向上を図る (R2)	95.1	100%	目標どお り達成
環境保全課	環境基準達成率：海域COD		28.6	28.6		28.6	100%	目標どお り達成
環境保全課	環境基準達成率：海域全窒素		88.9	88.9		88.9	100%	目標どお り達成
環境保全課	環境基準達成率：海域全りん		100	100	100 (R2)	100	100%	目標どお り達成
環境保全課	環境基準達成率：地下水		84.8	79.6	環境基準の 達成率の 向上を図る (R2)	84.8	93.9%	概ね達成
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内海 水域）：生活系COD	t/日	18 (H25)	15 (R1)	16 (R1)	16.0	106.7%	目標どお り達成
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内海 水域）：産業系COD		21 (H25)	20 (R1)	23 (R1)	23.0	115.0%	目標どお り達成
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内海 水域）：その他COD		6 (H25)	7 (R1)	6 (R1)	6	94.8% ※2	概ね達成
循環型社 会課ほか	汚水処理人口普及率	%	85.9	89.4	92.8 (R8)	89.7	99.7%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 端数処理前の現状値を用いて算定

1 水質の保全・管理

【取組状況】

(1) 生活排水処理対策（し尿等）の推進

ア 広島県污水適正処理構想の推進 [都市環境整備課・港湾漁港整備課・農業基盤課・循環型社会課]

生活排水に係る各種污水处理施設（下水道、集落排水、浄化槽等）の整備を効率的に進めるため、令和2年3月に広島県污水適正処理構想の見直しを実施した。

イ 下水道の整備促進 [都市環境整備課・流域下水道課]

(ア) 公共下水道の整備

公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、市町の下水道整備を推進しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】14市8町で、下水道整備及び維持管理を実施。

(イ) 流域下水道の整備

市街化の進展が著しい河川流域について、流域を一体とした効果的な下水処理を行うため、各浄化センターの建設を推進するとともに、維持管理を行っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】太田川流域下水道については、東部浄化センターの改築及び維持管理を実施（令和2年度末現在、148,380 m³/日で稼働）。また、窒素・りんの除去を目的に高度処理を実施している。芦田川流域下水道については、芦田川浄化センターの建設及び維持管理を実施（令和2年度末現在、190,400 m³/日で稼働）。また、窒素・りんの除去を目的に高度処理を実施している。沼田川流域下水道については、沼田川浄化センターの建設及び維持管理を実施（令和2年度末現在、23,800 m³/日で稼働）。令和3年度は水処理池を増設中であり、完成後は処理能力が11,000 m³/日増加する。

ウ 農業・漁業集落排水処理施設の整備促進

(ア) 農業集落排水事業 [農業基盤課]

農業振興地域内の農業集落において、農業用水や公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、農業集落排水施設の整備及び更新を実施しています。

【令和2年度実績】1地区について整備，6地区について更新。

【令和3年度内容】1地区について整備，7地区について更新。

(イ) 漁業集落環境整備事業 [港湾漁港整備課]

漁港区域背後の漁業集落において排水処理施設を整備することにより、前面海域への負荷を低減するとともに、集落内の生活環境の改善を図っています。

【令和2年度実績】污水管路等を2地区で整備，1地区で更新。

【令和3年度内容】污水管路等を2地区で整備。

エ 浄化槽の整備促進等 [循環型社会課]

(ア) 浄化槽の整備

集合処理施設の整備が地理的・経済的に困難な地域において生活排水対策を推進するため、小型浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業を実施しています。また、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が多数設置されていることから、生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換を推進しています。

【令和2年度実績】小型浄化槽設置整備事業で19市町（538基の浄化槽）、公共浄化槽整備推進事業で3市（180基の浄化槽）に対し補助。

【令和3年度内容】小型浄化槽設置整備事業で19市町（789基の浄化槽）、公共浄化槽整備推進事業で3市（160基の浄化槽）に対し補助。

図表 3-2-7 事業の概要

区分	小型浄化槽設置整備事業	公共浄化槽等整備推進事業
事業の内容	個人設置の浄化槽（単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に限る。）に助成する市町に対し、市町の事業費の1/3×減額率（一律）を事業実施年度に補助	市町が公共事業として浄化槽を整備する事業に対し、市町の起債元金償還額（交付税措置分を除く。）の1/2もしくは1/3を起債償還年度に補助

(イ) 浄化槽の管理（浄化槽対策事業、浄化槽適正維持管理促進事業）

浄化槽の適正な維持管理の徹底をパンフレットなどにより普及啓発するとともに、法定検査結果等に基づいて浄化槽の効率的な立入検査を実施し、不適正な浄化槽については、改善等の指導を促進しています。

また、市町や法定検査機関等と連携して、未受検者に対する適切な指導や法定検査に関する効果的な普及啓発などにより、令和2年度までに法定検査の受検率が概ね75%となるよう、受検率の向上を図っています。

図表 3-2-8 浄化槽の法定検査の受検率の推移

(単位：%)

年 度 区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	全 国 (R1)
新設時の検査(7条検査)	99.7	99.4	99.5	100.0	99.8	100.0	94.4
定 期 検 査(11条検査)	61.8	65.4	67.4	70.5	70.7	71.8	43.8

資料：県循環型社会課

【令和2年度実績】浄化槽設置（管理）者等への立入検査等を実施。浄化槽適正維持管理促進協議会を開催し、関係者との意見交換、協議を実施。県条例を改正し、浄化槽保守点検業者に対して、研修の受講を義務付け。

【令和3年度内容】引き続き、市町や法定検査機関と連携し、要綱整備や台帳精度の向上を図るとともに、浄化槽の適正管理について啓発、指導を行い、受検を促進。浄化槽維持管理業務講習会を開催。

オ 生活排水浄化対策推進要綱等に基づく取組 [環境保全課]

生活排水対策の推進に関して基本となる生活排水浄化対策推進要綱により、全県的な生活排水対策を推進しています。さらに、水質汚濁が懸念される河川や湖沼については、生活排水対策重点地域の指定（黒瀬川・高屋川・山南川・二河川・藤井川）等による対策を講じています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】市町や関係団体の協力を得て、普及啓発活動を実施するとともに、計画の推進を図るため、計画の進行状況の把握や関係機関相互の連絡調整などを実施し、住民、事業者、行政が一体となった生活排水対策を推進。

（2）瀬戸内海の水質の保全・管理

ア 排水規制等の実施 [環境保全課]

特定事業場からの排水に対しては、水質汚濁防止法や生活環境保全条例等により排水基準や総量規制基準を設定し排水規制を実施しています。また、排水規制を受けない小規模の事業場に対しては、排水処理施設の適正な維持管理などについて指導を行っています。《特定事業場の届出状況は、「広島県環境データ集」参照》

【令和2年度実績・令和3年度内容】立入検査や排水検査を実施し、処理施設、排水方法の改善等が必要な事業場については、適切な排水等を行うよう指導。さらに、行政処分による措置が必要と認めた場合は、改善命令等の行政処分を実施。《立入検査数は、「広島県環境データ集」参照》

イ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の推進 [環境保全課]

第8次総量削減計画（平成29年6月26日策定（告示））に基づき、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の総量の総合的かつ計画的な抑制を図っています。計画達成の方策として、下水道・合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備（生活排水対策）、総量規制基準による工場・事業場の排水対策や小規模事業場排水対策（産業排水対策）、農地からの負荷低減対策、畜産排水対策、養殖漁場の環境改善等を行っています。

図表 3-2-9 第8次総量削減計画負荷量 (単位：t/日)

区 分	令和元年度（目標年度）	26年度（基本年度）	削 減
COD	45	45	0
窒 素	40	39	+1
り ん	2.2	2.2	0

資料：県環境保全課

【令和2年度実績】工場・事業場への立入検査を行い総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導等により、第8次総量削減計画を推進。

※ 特定事業場の汚濁負荷量自動測定器設置状況（令和2年度末現在）：COD199基、窒素167基、りん167基

【令和3年度内容】引き続き、工場・事業場の監視・指導を実施。

ウ 公共用水域等の常時監視等 [環境保全課]

公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を把握するため、測定計画を策定し、水質の常時監視を行っています。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和2年度実績・令和3年度内容】水質の常時監視を実施。（令和2年度実績は次のとおり。）

図表 3-2-10 水質常時監視実績（令和2年度）

項 目	対 象 水 域 等
公 共 用 水 域	河川：38水系 227地点，海域：6海域 67地点，湖沼：8水域 8地点
底 質	河川：5水系 12地点，海域：3海域 14地点

エ 各種調査 [環境保全課] 《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

水質保全対策の一環として、海水浴場調査を実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】県内の主要海水浴場の水質調査を開設前（5月）14か所、開設中（7月）14か所で実施。令和2年度は、いずれも海水浴に適した水質であり、病原性大腸菌O157についても調査した結果、いずれの海水浴場からも検出なし。

オ 養殖漁場における環境負荷の削減 [水産課]

魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等の指導により、水質汚濁負荷量の削減を図っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等を指導。令和2年度は県内説明会（内水面3か所）、巡回指導（海面4か所、内水面7か所）を実施。令和3年度も同様。

カ 赤潮対策 [水産課]

（ア）監視通報体制の強化

赤潮による漁業被害を未然に防止するため、国及び瀬戸内海沿岸域の1府10県の観測データを情報交換するとともに、県内拠点漁協からの通報、水産海洋技術センター及び関係農林水産事務所の赤潮発生状況調査等を基に赤潮情報を発令し、カキ、ハマチ、タイ等養殖業の漁業被害の軽減を図っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】赤潮による漁業被害の未然防止を図るため、国及び瀬戸内海沿岸府県との情報交換（随時）や赤潮情報を発信。令和2年度は、6件の赤潮情報（注意報・警報・解除）を発信。

（イ）調査研究の推進

赤潮発生機構を解明するため、水温、塩分、溶存酸素、栄養塩類及び赤潮プランクトンを調査しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】令和2年度は12回の定期水質調査、16回の有害赤潮の発生特性調査を実施。

キ 持続性の高い農業生産方式の導入推進 [農業技術課]

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行おうとする者に対して、認定権限を持つ市町とともに、農業生産方式の導入計画を認定しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】認定を受けようとする者への助言等を実施。令和2年度は19件（県認定2件、市町認定17件）の計画を認定。

ク 特別栽培農産物の推進 [農業技術課]

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき生産された農産物を「安心！広島ブランド」として認証し、環境への負荷をできる限り低減した栽培方法の普及促進を図っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】制度の啓発を図り、認証を推進。令和2年度は193件を認証。

ケ 耕畜連携による資源循環型畜産の推進 [畜産課]

畜産経営の健全な発展のため、「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づいて、家畜排せつ物の管理の適正化を図り、畜産環境の保全及び資源循環型畜産の確立を積極的に推進します。

また、家畜排せつ物の適正な管理による畜産環境の保全並びに堆肥化等による家畜排せつ物の農地へのリサイクルを推進するため、資源循環型畜産推進指導協議会（以下「指導協議会」）による巡回指導等を実施します。

【令和2年度実績・令和3年度内容】指導協議会による畜産農家の巡回指導を実施。令和2年度は7戸を指導。

コ 家畜排せつ物処理施設整備の推進 [畜産課]

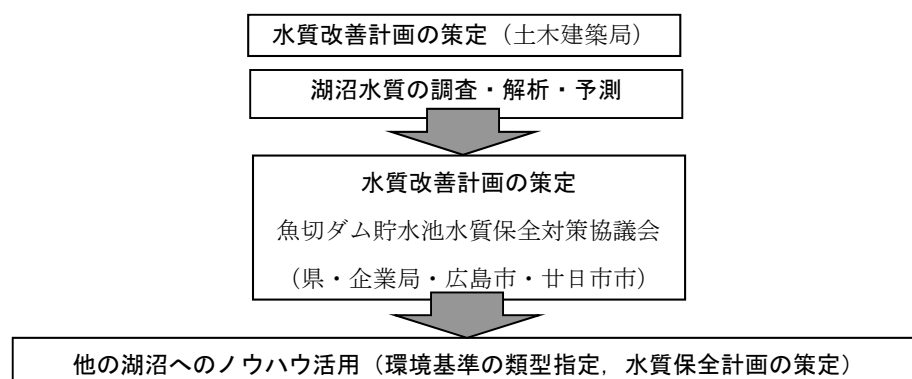
家畜排せつ物の適正な管理と良質堆肥の安定的な生産及び利用の促進を図るため、堆肥化を基本とした家畜排せつ物処理施設及び堆肥保管施設の整備並びに機能保全を計画的に推進しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】令和2年度、家畜排せつ物処理施設の整備等の取組実績なし。なお、令和3年度、家畜排せつ物処理施設の整備を計画（1か所）。

サ 湖沼水質改善対策 [環境保全課・河川課]

魚切ダム貯水池のアオコの発生による水利障害を改善するため、湖沼水質改善対策事業を行っています。また、この事業の成果は、他の湖沼の水質保全対策に反映させています。

図表 3-2-11 湖沼水質対策の概要



【令和2年度実績・令和3年度内容】魚切ダム貯水池水質改善計画（平成22年2月改正）に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、土壌浄化施設による流入河川対策及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施することにより、関係機関と連携を図りながら、水質改善対策を推進。

また、啓発活動の一環として、本取組をホームページで公開し、関係住民への周知を実施。

シ 棕梨ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

棕梨ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を棕梨ダム貯水池水質改善計画（平成25年2月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質改善計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

ス 山田川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

山田川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を山田川ダム水質改善計画（平成23年3月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質改善計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

セ 福富ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

福富ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を福富ダム貯水池水質保全計画（令和2年4月改定）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質保全計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

ソ 野間川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

水道用水としての運用開始に伴い、野間川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を野間川ダム貯水池水質保全計画に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質保全計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

タ 庄原ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

水道用水としての運用開始に伴い、庄原ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を庄原ダム貯水池水質保全計画（平成30年6月策定）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質保全計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

2 水循環の確保

【取組状況】

(1) 水源林等の保全・整備の推進

ア 水源地域整備事業 [森林保全課]

水源地域において、森林の有する水源涵養機能^{かん}を高度に発揮させ、水資源の確保と県土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地の復旧整備及び荒廃森林の整備を総合的に実施しています。

(2) 地下水汚染対策の推進

ア 地下水質調査 [環境保全課]

「水質汚濁防止法」に基づき、地下水の汚染状況を監視するため地下水質調査を行っています。

【令和2年度実績】 県内 52 地点での調査を実施。

【令和3年度内容】 県内 52 地点での調査を実施予定。

第3款 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

1 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進

【現状と課題】

現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間曝露することにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあり、悪影響が生じないよう適正な管理を進め、環境への負荷の低減を図る必要があります。

(1) P R T R¹⁹制度

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」に基づき、人の健康等に有害なおそれのある化学物質（462 物質）について、環境への排出量等を事業者自ら把握し、国に届け出るとともに、国は届出データ及び推計データ（自動車、家庭等からの排出量）を、集計・公表しています。

国が公表した令和元年度の排出量等の状況によると、広島県における届出事業所数は全国 16 位（2.3%）、届出排出量・移動量は、全国 11 位（3.5%）です。届出外排出量（推計）を含めた環境への排出量は、全国 10 位（3.6%）です。また、広島県における届出排出量の多い化学物質は、キシレン（主な用途:溶剤）、鉛化合物（廃棄物）、エチルベンゼン（主な用途:塗料）の順で、排出量全体の 48.4%を占めています。

図表 3-3-1 化学物質の排出状況等（令和元年度）

区 分			広島県		全国	
届出事業所数			782		33,318	
排出先・移動先又は排出源の区分			量（t/年）	割合（%）	量（t/年）	割合（%）
届出排出・移動量	排出量	大気	5,924	43.7	127,647	33.2
		公共用水域	205	1.5	6,991	1.8
		土壌	0	0.0	202	0.1
		埋立処分	1,954	14.4	5,287	1.4
		計	8,084	59.6	140,127	36.5
	移動量	下水道	8	0.1	872	0.2
		廃棄物	5,477	40.4	243,055	63.3
		計	5,486	40.4	243,927	63.5
届出排出・移動量計			13,570	100.0	384,054	100.0
届出外排出量	対象業種（取扱量1t/年未満）		1,056	24.0	42,914	20.9
	非対象業種		1,448	32.9	68,454	33.3
	家庭		959	21.8	37,417	18.2
	移動体（自動車等）		938	21.3	56,806	27.6
	計		4,401	100.0	205,591	100.0
排出量合計			12,485	—	345,718	—

（注1）量（t/年）の数値は、小数点第1位を四捨五入している。

（注2）端数処理の関係で、計が合わない場合がある。

資料：県環境保全課

¹⁹ P R T R : Pollutant Release and Transfer Register の略。市民等による環境情報の把握を目的に、行政が事業者からの報告に基づいて化学物質の排出量や移動量のデータを収集し、公表する制度。

(2) ダイオキシン類²⁰の環境基準の達成状況

ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、水質、底質、地下水及び土壌の汚染状況調査を行っており、いずれにおいても環境基準の適合を確認しています。ダイオキシン類は人の健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、環境汚染の未然防止を図るため、今後も、継続して調査を実施する必要があります。

(3) アスベスト²¹対策

アスベストを吸引すると15～50年の潜伏期間を経て肺がん等の疾患を招くおそれがあるため、県は、アスベスト対策推進本部を設置し、相談窓口の整備をはじめ、健康対策、環境対策、廃棄物対策、建築物対策など総合的な対策の推進に取り組んでいます。

アスベストは、ビルの天井や外壁等の建材に多く利用されているため、建築物等の解体や廃棄物処理の際に飛散防止対策を徹底する必要があります。今後、アスベストが使用された建築物等の解体の増加が見込まれるため、アスベスト廃棄物を適正に処理する施設の整備が必要となります。

また、発生源周辺等で行った環境モニタリングの結果、大気中のアスベスト濃度は低いレベルであることが確認されましたが、環境の状況を監視するため、継続してモニタリングを実施する必要があります。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (R2)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	ダイオキシン類環境基準達成率：大気	%	100	100	100 (R2)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	ダイオキシン類環境基準達成率：公共用水域		100	100	100 (R2)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	ダイオキシン類環境基準達成率：土壌		100	100	100 (R2)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	事業者によるダイオキシン自主測定の実施率		100	100	100 (R2)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：大気	t/年	5,999 (H25)	5,924 (R1)	排出量の削減を図る (R2)	5,999	101.3%	目標どおり達成
環境保全課	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：公共用水域		286 (H25)	205 (R1)		286	139.5%	目標以上達成
環境保全課	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：埋立処分		3,435 (H25)	1,954 (R1)		3,435	175.8%	目標以上達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

20 ダイオキシン類：一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。ダイオキシン類対策特別措置法では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。

21 アスベスト：石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法（昭和43年）により、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。

【取組状況】

(1) 化学物質の排出抑制の推進

ア リスクコミュニケーション等の推進

(ア) P R T Rデータの集計結果の公表 [環境保全課]

化管法に基づき、事業者から届け出られた排出の状況等について、国の集計データをもとに県内の状況を地域別等に集計し、ホームページ等により公表するとともに、環境リスク²³に関する情報を提供しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】県内における化学物質の排出・移動の状況について集計し、P R T R対象物質についての情報をホームページ等により、分かりやすく公表。

(イ) リスクコミュニケーション等の推進 [環境保全課]

事業者、住民及び行政によるリスクコミュニケーションを推進するための取組を行っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】県ホームページを活用し、地域に密着した市町等と連携してリスクコミュニケーションを実施する等、県民が化学物質の理解を深める取組を促進。

イ ダイオキシン類排出抑制対策事業（ダイオキシン類等対策事業） [環境保全課]

ダイオキシン類の環境中への排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場に対し、排出濃度の自主測定の実施等の指導や行政検査等を実施し、法の基準の遵守徹底を図っています。《自主測定の実施状況等は、「広島県環境データ集」参照》

【令和2年度実績・令和3年度内容】ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査及び行政検査を実施し、排出基準の遵守や自主測定結果の報告等について指導。《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

ウ ダイオキシン類環境調査 [環境保全課]

ダイオキシン類についての環境汚染状況調査を実施しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和2年度実績・令和3年度内容】大気、水質等の調査を年1～4回実施。令和2年度は、大気 24、水質 34、底質 28、地下水 5 及び土壌 16 地点を調査したところ、全地点で環境基準に適合。

エ 環境ホルモン環境汚染状況調査 [環境保全課]

人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）について、その汚染状況を把握するため、環境汚染状況調査を実施しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和2年度実績・令和3年度内容】内分泌かく乱作用があると推察された物質による環境汚染状況調査を実施。令和2年度は、ノニルフェノール、4-*t*-オクチルフェノール及びビスフェノール A について、水質 30 地点を調査した結果、いずれも予測無影響濃度を下回った。

22 リスクコミュニケーション：化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受ける影響（リスク）について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていく手法。

23 環境リスク：人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のこと。

オ 化学物質環境汚染実態調査 [環境保全課]

環境省の委託を受け、一般環境中の化学物質による汚染状況を把握するための調査を実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】広島湾及び呉港において水質及び底質調査を実施。令和2年度は、経年的な変化を把握する11物質群のモニタリング調査（水質及び底質）を実施（県管轄分のみ）。

カ 生物・食品の汚染対策 [食品生活衛生課]

（ア）魚介類等の汚染状況調査

PCB²⁴、水銀、トリブチルスズ化合物（TBT）及びトリフェニルスズ化合物（TPP）による食品の汚染状況を調査しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和2年度実績・令和3年度内容】尾道総合食品地方卸売市場等に入荷する魚介類や市販鶏肉等について調査。令和2年度は全て暫定的規制値以下。

（イ）かきの重金属検査

生かきに含まれる重金属を調査し、広島かきの衛生対策を推進しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和2年度実績・令和3年度内容】12地点で調査。令和2年度は全て通常の数値の範囲内。

（2）化管法に基づく化学物質の自主管理の徹底

ア 化学物質の排出削減・自主管理の徹底

（ア）排出量等の届出指導 [環境保全課]

第一種指定化学物質の環境への排出量及び事業場外への移動量を把握し、届け出ることが義務付けられている事業者に対して、排出量等の把握及び届出に係る指導を行っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】届出対象事業者への適切な届出指導を実施。

（イ）自主管理の促進指導等 [環境保全課]

事業者に対し、自主的な化学物質の管理の改善を促進するため、技術的な支援等を実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】「生活環境保全条例」に基づき、対象事業者に対して化学物質自主管理計画書の作成・公表を指導し、化学物質の自主管理を促進。

（3）アスベスト対策の推進

ア 県民への的確な情報提供 [環境保全課、産業廃棄物対策課、健康づくり推進課、建築課]

県民の不安解消を図るため、健康、環境汚染、廃棄物処理、建築物に関するアスベスト相談窓口を設置し、各種相談に応じるとともに、県ホームページ等により、アスベスト関連情報を提供しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】相談窓口の設置、県民向け及び事業者向けのパンフレットの作成、県ホームページによるアスベスト関連情報の提供。

24 PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

イ 建築物解体等の規制 [環境保全課]

「大気汚染防止法」に基づき、建築物及び工作物の解体等の作業現場への立入検査を実施し、作業基準の遵守を指導するとともに、アスベストの飛散防止を指導しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】建築物及び工作物の解体等の作業現場に立入し、アスベスト飛散状況調査の実施。令和2年度は延べ458作業現場で立入検査を、延べ11地点33か所（県管轄分のみ）で測定調査を実施。令和2年6月に公布された改正大気汚染防止法を事業者へ周知。

ウ 環境モニタリングの実施 [環境保全課]

一般環境や発生源周辺の大気中のアスベスト濃度を測定しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】環境モニタリングを実施。令和2年度は、一般環境12地点（県管轄分のみ）において実施。すべて敷地境界基準を下回った。

エ 廃棄物処理の規制 [産業廃棄物対策課]

「廃棄物処理法」に基づき、処理業者等への立入検査や、廃棄物処理時のアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理を図っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】産業廃棄物処理業者等への立入検査やアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理を指導。

2 土壌汚染対策の円滑な推進

【現状と課題】

平成29年5月に「土壌汚染対策法」の一部が改正（平成31年4月全面施行）され、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大や、汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設などの土壌汚染に関する適切なリスク管理が推進されています。

工場跡地等の土壌汚染については、令和元年度の全国の調査事例によると、1257件中491件で土壌汚染が判明するなど、高い水準で推移しており、県内においても、土壌汚染が判明する事例が発生しています。土壌は、いったん汚染されると、その影響が長期にわたり、地下水への影響も考えられることから、土地所有者等が適切な未然防止対策を講じるとともに、必要な調査を実施し、汚染が判明した場合は適切な措置を講じる必要があります。

【取組状況】

(1) 土壌汚染の未然防止

ア 土壌汚染状況調査等の実施指導 [環境保全課]

土地所有者等に対し、法に基づく土壌汚染状況調査の実施の徹底を指導するとともに、汚染が判明した場合には、要措置区域等へ指定し、汚染の除去等の措置の実施について指導を行います。

【令和2年度実績・令和3年度内容】法に基づき、土地所有者等に対する指導を行うとともに、区域の指定等、必要な措置を実施。(令和2年度末現在の指定状況：要措置区域3件、形質変更時要届出区域45件)

図表 3-3-2 土壌汚染対策法に基づく届出等の件数(令和2年度)

項 目	件 数
法第3条第1項に基づく土壌汚染状況調査結果の報告	7
法第3条第1項ただし書に基づく確認	23
法第4条第1項に基づく土地の形質変更の届出	705
法第4条第3項に基づく調査命令	1
法第5条第1項に基づく調査命令	0
要措置区域等の指定(区域拡大を含む、延べ件数)	5
要措置区域等の解除(一部解除を含む、延べ件数)	4
法第12条に基づく形質の変更の届出	15
法第12条第4項に基づく計画変更命令	0
法第14条に基づく指定の申請	3
法第16条に基づく汚染土壌の搬出時の届出	8
法第16条第4項に基づく計画変更命令	0
法第16条に基づく基準適合認定申請	0
法第19条に基づく措置命令	0
法第22条に基づく汚染土壌処理業の許可申請	1
法第23条に基づく汚染土壌処理業の変更許可申請	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

イ 土地改変時の土地履歴調査等の実施指導 [環境保全課]

土壌汚染の早期発見と適切な処理を推進し、土壌汚染問題の発生を未然に防止するため、一定規模の土地の改変を行う者に対し、条例に基づき、土地履歴調査及び土壌汚染確認調査等の実施について、指導を行っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】土地改変時における調査について指導等を実施。

図表 3-3-3 広島県生活環境の保全等に関する条例(土壌環境の保全)に基づく報告等の件数(令和2年度)

項 目	件 数
土地履歴調査結果の報告	151
土壌汚染確認調査結果の届出	0
汚染拡散防止計画書の提出	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

ウ 大久野島の土壌汚染に係る環境調査等 [環境保全課]

大久野島の土壌汚染については、国において、撤去処理等の当面の対策(平成11年6月完了)が行われましたが、恒久的対策が着実に講じられるよう、大久野島周辺環境の調査を定期的の実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】大久野島周辺海域5か所において、砒素及び鉛に係る水質調査を実施した結果、すべて環境基準に適合。引き続き、水質調査を実施。

簡易アスベスト検出技術について

肺がん等重篤な健康被害を誘発するおそれのあるアスベストは、優れた耐熱性等を有することから、過去 50 年もの間日本に約 1000 万トンが輸入され、その約 8 割が吹付け石綿や波板スレート等多くの建築材料に使用されてきました。近年、建築物の老朽化に伴い、アスベストを含む建築物の解体工事は増加を続け、令和 10 年前後にピークを迎えることが予測されています。これを背景として令和 3 年 4 月、改正大気汚染防止法等の施行によりアスベスト規制が強化され、事前調査等現地でアスベストを判定する技術に対するニーズはますます高まっています。

広島県立総合技術研究所保健環境センターでは、アスベストによる健康被害の未然防止を目的に、建築材料等に含まれるアスベストを短時間かつ容易に検出できる技術を開発しました。



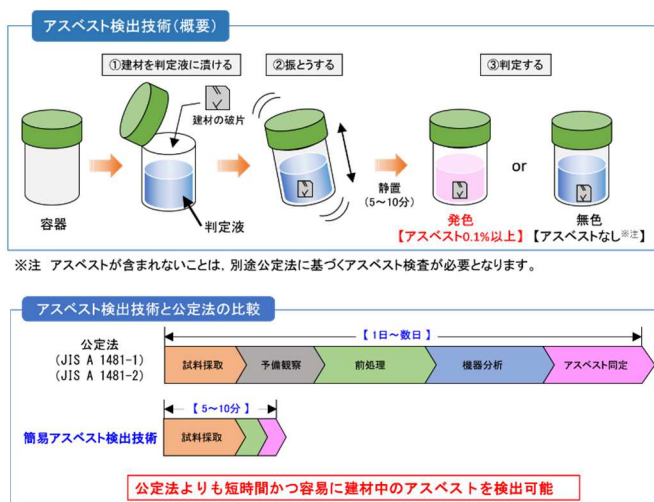
□ 簡易アスベスト検出技術

建築材料に含まれるアスベストは一般的に、日本工業規格（JIS）A 1481 によって行われますが、結果が判明するまでに 1 日～数日の時間が必要となります。

これに対し、このアスベスト検出技術は判定液に建材を 10 分程度浸けるだけでアスベストの判定を行うことが可能です。

【特許情報】

特許第 6781441 号（登録日：令和 2 年 10 月 20 日）



□ 簡易アスベスト検出技術を活用したアスベスト検出キット

簡易アスベスト検出技術を活用したアスベスト検出キットを民間企業と共同開発しました。

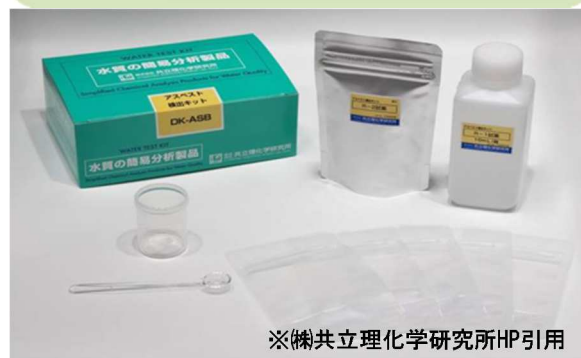
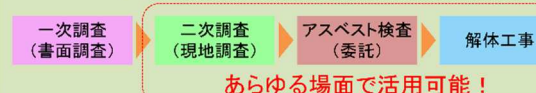
このキットは、アスベスト除去工事の様々な場面で活用されることが期待されます。

現在、このキットはアスベスト材料レベル 1 及びレベル 2 を対象としていますが、現在レベル 3 の製品化に向け共同研究を行っております。

【アスベスト検出キット（DK-ASB）の製品情報】

https://kyoritsu-lab.co.jp/products/dk_asb

アスベスト除去工事フロー（※一例）



※株式会社理化学研究所HP引用
アスベスト検出技術を活用した
アスベスト検出キット（製品名：DK-ASB）

第4款 地域環境の維持・向上

1 総合的な環境保全対策の推進

【現状と課題】

(1) 公害防止計画の策定状況

環境基本法第17条に基づく公害防止計画について、備後地域及び広島地域において策定しており、公害の発生源に対する各種規制、下水道、廃棄物処理施設、バイパス、公園の整備など、総合的な公害防止対策を実施し、令和2年度末をもって計画期間が終了しています。

図表 3-4-1 公害防止計画策定状況

地域名	地域の範囲	策定年月日	計画期間（年度）
備後地域	福山市の区域並びに岡山県笠岡市の区域	H24. 3. 16	H23～R2
広島地域	広島市の区域	H24. 3. 16	H23～R2

資料：県環境政策課

(2) 環境保全協定の締結状況

環境保全関係法令による規制等を補完し、地域の実情に即した生活環境保全対策を実行する上で有効な手段として、県や市町と企業、または住民代表と企業が環境保全協定の締結を行っています。このうち、県は県内主要企業14社と環境保全協定等を締結しています。

(3) 公害苦情件数の状況

県及び市町における公害苦情事案の取扱件数は、横ばい傾向にあります。全国的な状況等を踏まえ、今後、必要に応じて対策等を検討していく必要があります。

図表 3-4-2 公害苦情事案の取扱件数

区分 年度	取扱 件数 (A+B)	取扱件数内訳					発当 生年 件数 (A)	繰越 件数 (B)	前 年度 増加 件数	対前 年度 比
		大気汚染	水質汚濁	騒音振動	悪臭	その他				
H24	1,650	441	290	343	180	396	1,606	44	200	1.14
H25	1,428	375	242	288	145	378	1,392	36	△222	0.87
H26	1,425	352	252	305	167	349	1,393	32	△3	1.00
H27	1,403	356	290	316	151	290	1,360	43	△22	0.98
H28	1,249	346	232	253	134	284	1,209	40	△154	0.89
H29	1,349	371	239	287	148	304	1,205	144	100	1.08
H30	1,111	277	262	246	137	189	1,065	46	△238	0.82
R1	1,158	300	227	313	141	177	1,100	58	47	1.04
R2	1,012	157	161	286	151	257	945	67	△146	0.87
R2年度構成比(%)	100.0	15.5	15.9	28.3	14.9	25.4	-	-	-	-

(注) 取扱件数内訳の欄中「その他」とは、土壌汚染、地盤沈下及び廃棄物に関するもの等をいう。

資料：県環境保全課

【取組状況】

（１）公害防止計画の推進

ア 公害防止計画の策定及び推進 [環境政策課]

公害防止計画の推進を図るため、計画に基づく公害防止対策を推進しています。

【令和２年度実績・令和３年度内容】令和２年度末で広島地域及び備後地域の公害防止計画期間が終了。
令和３年度以降については、両地域ともに公害が著しい状況ではないことから次期計画は策定しない。

（２）環境保全協定の締結及び監視

ア 環境保全協定の締結及び監視 [環境保全課]

県は県内主要企業 14 社と環境保全協定等を締結しており、その遵守状況の確認等を行っています。

【令和２年度実績・令和３年度内容】協定内容の確認調査、設備の新增設・変更時の事前指導、排出状況の常時監視、緊急時の対応要請などを行い、協定工場における協定の遵守状況の確認等を実施。

（３）公害紛争処理の推進

ア 公害苦情相談 [環境保全課]

県及び市町に、公害紛争処理法に基づく公害苦情処理事務担当職員を配置し、公害苦情事案について、連携して調査・指導を行い、迅速かつ適正な解決を図っています。

【令和２年度実績・令和３年度内容】市町と連携を図りながら、県内の公害苦情事案処理を行い、公害苦情事案の迅速かつ適切な処理を促進。《詳細は、「広島県環境データ集」参照》

イ 広島県公害審査会の設置 [環境政策課]

公害に係る紛争について、広島県公害審査会において、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

【令和２年度実績】新規事件受付件数 0 件、継続事件件数 6 件（調停）

【令和３年度内容】継続事件件数 3 件（調停）

（４）市町に対する支援

ア 権限移譲市町に対する支援 [環境保全課]

環境法令に関する権限移譲を行った市町に対して、研修等による技術的支援を行っています。

【令和２年度実績】新任及び分野別研修を 4 回実施

【令和３年度内容】新任及び分野別研修を 4 回実施

2 環境汚染事案への対応

【現状と課題】

環境の状態を把握し、汚染が認められた場合には速やかに対策を講じるため、常時監視測定局等における監視・測定を着実に実施するとともに、未規制化学物質など新たに発生する問題にも対応できるよう、監視体制を充実していく必要があります。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （H26）	現状値 （R2）	目標値 （目標年度）	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	水質事故発生件数	件	171	140	現状より 減少させる （R2）	122.1%	目標以上達成

【取組状況】

（１）環境汚染事故時における適切な対応

ア 水質汚染事故の対応 【環境保全課】

水質汚染事故が発生した場合、人の健康又は生活環境への被害等を防止するため、「広島県危機対策運営要領（水質汚染事故）」に基づき、河川管理者、市町、消防等と連携して速やかに対応しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】水質汚染事故に対し、河川管理者、市町、消防等との連携により、現地調査、水質検査、原因物質の回収作業等により被害の拡大防止を図るとともに、原因者に対して、再発防止を指導。令和2年度は、県に通報のあった水質汚染事故発生件数は、小規模なものを含めて140件。このうち、公共用水域へ影響のあったものは、85件。

また、県環境情報サイト「エコひろしま」等により事故防止の注意喚起を行うとともに、県地方機関及び市町の担当者等を対象に迅速・円滑な初動対応や資質向上を目的とした研修・訓練を実施。

イ 大気監視テレメータシステムの運用 【環境保全課】

大気監視テレメータシステムにより県内の大気環境の状況を把握しています。また、光化学オキシダント注意報等発令状況などの最新情報を県民、市町に迅速に提供しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】大気監視テレメータシステムにより、大気環境データの収集、処理及び加工等を行い、県内の大気環境の状況を把握。また、県ホームページの充実により、環境情報を県民等に分かりやすく提供するとともに、大気測定データの速報値や光化学オキシダント注意報等発令状況を迅速に情報提供。

（２）生活環境中の放射能の測定

ア 生活環境中の放射能濃度等の測定 【環境保全課】

福島第一原子力発電所で発生した原子力災害による影響を把握するため、生活環境中の放射能濃度等の測定を実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】県内5か所のモニタリングポストで、大気中の放射線量率を24時間連続して監視。

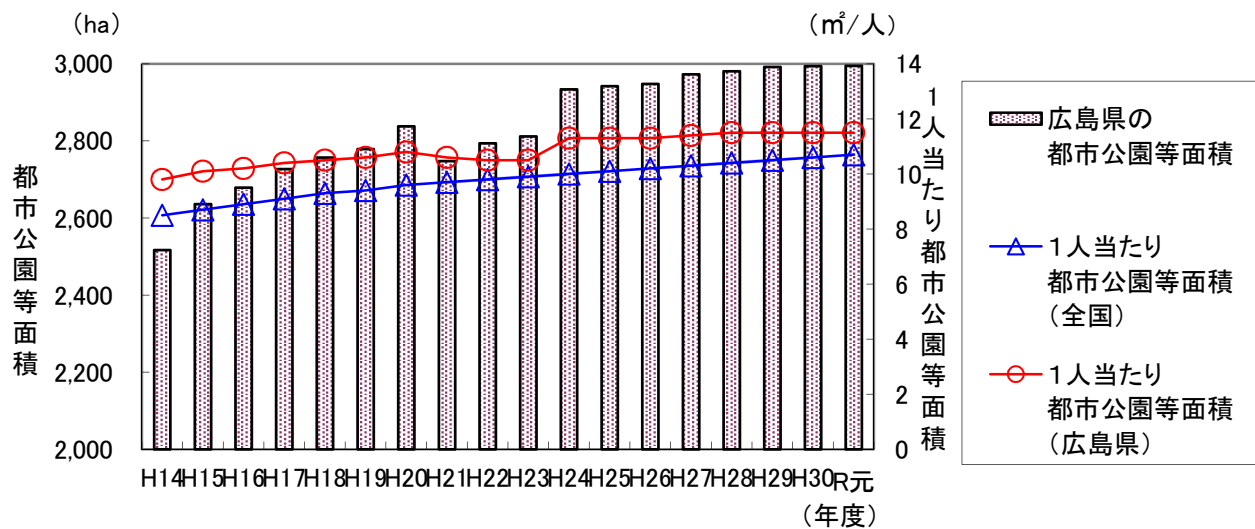
3 身近な緑地環境等の保全

【現状と課題】

農山村地域等は、里山²⁵、水田・畑などの農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。

一方、都市域及び都市近郊では、地域住民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地、街路樹等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活空間を創造していく必要があります。

図表 3-4-3 都市公園等面積及び1人当たり都市公園等面積²⁶



資料：県都市環境整備課

図表 3-4-4 緑地環境保全地域数及び面積（令和3年4月1日現在）

区 分	地域数	総面積 (ha)
緑地環境保全地域	22	818

資料：県自然環境課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値（H26）	現状値（R2）	目標値（目標年度）	指標の達成率	進捗状況
自然環境課	緑地環境保全地域面積	ha	818	818	現状を維持（R2）	100%	目標どおり達成
都市環境整備課	1人当たり都市公園等面積	m²/人	11.3（H25）	11.5（R1）	設定なし	—	—

25 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

26 都市公園：都市公園法第2条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。

【取組状況】

(1) 身近な緑地の保全

ア 緑地環境保全地域の指定等 [自然環境課]

「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域を指定し、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図っています。《緑地環境保全地域指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

【令和2年度実績・令和3年度内容】県内22か所の緑地環境保全地域の保全を推進。

(2) 身近な緑地の整備

ア 植樹帯などによる道路緑化 [道路企画課, 道路整備課]

【令和2年度実績・令和3年度内容】緑に恵まれた快適な環境が身近な空間に創出されるよう、道路改良の際、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

イ 都市公園事業 [都市環境整備課]

都市公園の整備や都市における緑化の推進により、都市環境を改善するとともに、自然的環境を創出し、快適で潤いのある生活環境の形成を図っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】令和2年度は海田総合公園（海田町）等、5箇所で開催を実施。

ウ 街路事業 [都市環境整備課]

【令和2年度実績・令和3年度内容】街路樹の植栽などによる道路緑化、法面における自然植生の回復などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

(3) 身近な農地・農業用施設の保全

ア 中山間地域等直接支払事業 [農業基盤課]

農用地の持つ水源涵養^{かん}などの公益的機能の維持を図るため、農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、集落等を単位とする農業生産活動を推進し、耕作放棄の原因となる農地生産条件の不利性を補正する直接支払を実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】令和2年度から5年間の第5期対策を開始しており、持続的な農業生産活動を推進。令和2年度は協定面積20,139haに対し、2,706,461千円を交付。

イ 農業・農村多面的機能支払事業 [農業基盤課]

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域活動や、道水路及び農村環境の適切な保全活動を支援することにより、持続的な農業生産活動を通じた農地の公益的機能を維持しています。

【令和2年度実績】農地維持782組織(18,532ha), 546,795千円, 資源向上(共同活動)545組織(15,534ha), 274,546千円及び資源向上(長寿命化)135組織(6,273ha), 261,452千円を交付。

【令和3年度内容】協定面積を拡大して実施予定。

ウ 農薬適正使用推進対策事業 [農業技術課]

農産物の安全性向上や農薬による危害を防止するため、農薬販売者及び農薬使用者等に対する講習会の開催や農薬取締法に基づく立入検査権限を持つ市町とともに検査等を実施しています。また、農薬使用者等に対し、農薬に関する正しい知識の普及を行っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】令和2年度実績は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施する危害防止講習会は中止し、立入検査のみ（120箇所、うち指導件数22）を実施。（注）立入検査件数は、権限移譲市町分を含む。

エ 農業生産資材総合対策事業 [農業技術課]

肥料生産・販売の取締指導を行うとともに、土壌機能促進に係る地力増進制度の普及啓発による地力の維持・増進に取り組んでいます。

【令和2年度実績・令和3年度内容】「肥料の品質の確保等に関する法律」に係る取締指導等を実施。令和2年度は肥料登録申請・届出（247件）を受付。（注）受付件数は、令和2年1月から令和2年12月までの実績であり、肥料販売業務に係る権限移譲市町分を含む。

4 優れた景観等の保全と創造

【現状と課題】

本県は中国山地の自然美、瀬戸内の多島美、水とみどり豊かな田園景観、歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており、こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

県では、平成3年に「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（県景観条例）」を制定し、景観指定地域や大規模行為届出対象地域の指定など、良好な景観形成に努めてきました。平成16年には「景観法」が制定されたことから、市町が景観行政団体となり、主体的に景観行政を推進するよう取り組んでいます。

また、県内の数々の文化遺産のうち、国・県・市町の文化財に指定・選定・登録された数は約3,000件、周知の埋蔵文化財包蔵地が約18,000件あり、いずれも全国的に件数の多い県になっています。この貴重な文化遺産を、県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに、県民の文化の向上に資するため、整備・活用を進めることが求められています。

図表 3-4-5 「県景観条例」に基づく景観指定地域（7市町）

名 称	区 域	種 類	指定年月日
宮島・大野 景観指定地域	廿日市市（旧宮島町、旧大野町の区域） ※H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	旧宮島町：景観モデル地域 旧大野町：景観形成地域	H3.12.25
新広島空港周辺 景観指定地域	三原市（旧本郷町、旧大和町の区域）及び東広島市（旧河内町の区域）	全 域：景観形成地域	H4.4.1
西中国山地国定公園 周辺景観指定地域	廿日市市（旧吉和村の区域）、安芸太田町（旧筒賀村、旧戸河内町の区域）及び北広島町（旧芸北町の区域） ※廿日市市域については、H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全 域：景観形成地域	H5.2.10
西瀬戸自動車道 景観指定地域	尾道市（旧御調町を除く区域） ※H22.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全 域：景観形成地域	H5.4.1
安芸灘架橋 景観指定地域	呉市（旧蒲刈町、旧下蒲刈町、旧川尻町、旧豊浜町、旧豊町の区域） ※H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外	全 域：景観形成地域	H6.4.1

資料：県環境保全課

図表 3-4-6 「県景観条例」に基づく大規模行為届出対象地域

竹原市、三原市（旧本郷町、旧大和町を除く区域）、府中市（旧上下町を除く区域）、庄原市（旧口和町、旧比和町、旧総領町を除く区域）、大竹市、東広島市（旧福富町、旧河内町を除く区域）、安芸高田市（旧八千代町の区域）、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、神石高原町（旧豊松村、旧三和町の区域）
 ※H19.10.1（三次市）、H20.3.1（呉市）に、それぞれの市景観計画区域となったことに伴い、県景観条例の届出事務を適用除外

資料：県環境保全課

図表 3-4-7 「景観法」に基づく景観行政団体（ ）は、景観行政団体となった日

広島県（H16.12.17）、広島市（H16.12.17）、福山市（H16.12.17）、三次市（H17.4.1）、尾道市（H17.8.1）、呉市（H17.10.1）、廿日市市（H21.7.15）、竹原市（R2.10.15）

資料：県環境保全課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (R2)	目標値 (目標年度)	達成率	進捗 状況
環境保全課	景観計画策定市町数	市町	5	6	増加を図る (R2)	120.0%	目標以上達成

【取組状況】

（１）市町主体の景観行政の促進

ア 市町主体の景観施策の促進 [環境保全課]

地域の特性を活かしたまちの景観整備が進められるよう、まちづくりの主体である、市町による景観行政の一層の促進を図っています。

【令和２年度実績・令和３年度内容】市町担当者の事例研修の実施や、広島県景観会議の運営を支援。

また、「市町景観計画策定の手引き」を活用し、景観法に基づき、市町が自然的、社会的特性に応じて景観計画を策定するよう働きかけるなど、市町主体の景観施策を促進。

（２）自然景観の保全

ア 県景観条例に基づく届出制度の運用 [環境保全課]

「県景観条例」に基づき、景観指定地域や大規模行為届出対象地域を指定して、大規模建築物の建設や造成行為等の届出指導を行っています。

【令和２年度実績・令和３年度内容】良好な景観の保全等のために届出制度による指導を実施。

令和２年度の大規模行為等の届出実績 231 件。

イ 道路環境整備事業 [都市環境整備課]

良好な街並み景観の創造と道路空間の有効利用を図るため、無電柱化推進計画に基づく電線類の地中化などを行うことにより、優れた景観の形成を図っています。

【令和２年度実績・令和３年度内容】令和２年度は実施箇所を選定。令和３年度は広島県無電柱化推進計画に基づき、電線類の地中化を推進していく。

ウ 広島港色彩計画に基づく協議 [港湾漁港整備課]

広島港において、統一感のある良好な景観を創出することで、誰もが行ってみたい、愛着の持てる港空間創りを図るため、広島港色彩計画に基づき、建物の新設や外観の変更等を行う者と協議を行っています。

【令和2年度実績・令和3年内容】良好な景観の創出のために協議制度を活用。

(3) 文化的景観の保全

ア 指定文化財の管理及び保存・修理 [文化財課]

所有者等が実施する保存修理事業等に要する経費の一部を助成するとともに、国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に要する経費の一部を助成し、指定文化財の適切な保存と管理を推進しています。

(ア) 国指定文化財保存事業

国指定文化財の保存修理・防災施設設置事業に対し助成しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】令和2年度は重要文化財常称寺本堂ほか2棟（尾道市）など13件の保存修理事業に対し助成。令和3年度は12件の助成を予定。

(イ) 県指定文化財保存事業

県指定文化財の保存修理事業等に対し助成しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】令和2年度は県重要文化財千葉家書院（海田町）など6件の保存修理事業に助成。令和3年度は6件の助成を予定。

(ウ) 指定文化財管理事業

国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に対し助成しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】令和2年度は国宝不動院金堂（広島市）など31件の防災設備保守点検事業等に対し助成。令和3年度は33件の助成を予定。

イ 歴史的文化遺産の継承と活用 [文化芸術課・文化財課]

県内の国・県指定文化財等の保存と活用を図るため、インターネット等を通じて文化財情報の公開や県所有の文化財を公開しています。

(ア) 文化財ホームページ [広島県の文化財] の公開活用

国・県指定文化財の所在地や内容、写真等の情報を紹介し、指定文化財の公開活用を推進しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】新指定文化財情報など文化財に係る情報を適宜追加。

(イ) 縮景園・みよし風土記の丘（浄楽寺・七ツ塚古墳群）の公開活用

広島を代表する名勝縮景園や県北の古墳文化を象徴する史跡浄楽寺・七ツ塚古墳群を公開し、広島県の歴史と文化に関する学習機会を提供しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】利用促進と学習支援の充実を図るために縮景園、浄楽寺・七ツ塚古墳群の環境整備や茶会等の行事を実施。令和2年度の見学者数は、縮景園が約14万9千人、浄楽寺・七ツ塚古墳群が約3万7千人。

ウ 埋蔵文化財の保護 [文化財課]

埋蔵文化財の保護（保存と活用）を図るため、「広島県遺跡地図」を活用して埋蔵文化財包蔵地を周知するとともに、開発事業との調整により、埋蔵文化財の現状保存あるいは記録による保存を図っています。

(ア) 県内遺跡詳細分布調査事業

開発事業地内等の埋蔵文化財の有無について確認する踏査、試掘調査を実施するとともに、埋蔵文化財保護と開発事業との調整を行っています。

【令和2年度実績】一般国道183号鍵掛峠道路建設事業など3事業計画地の試掘調査、県内各地の開発事業計画地現地踏査及び市町への支援を実施。

【令和3年度内容】都市計画道路吉行飯田線整備事業など2事業計画地の試掘調査、県内各地の開発事業計画地現地踏査及び市町への支援を実施予定。

(イ) 遺跡地図の公開・活用

「広島県遺跡地図」を公開・活用し、埋蔵文化財の一層の保護を図っています。

第4節 広島豊かな「生物多様性の保全」

第1款 生態系の健全な維持管理

1 豊かな恵みを次世代へ継承する取組の推進

【現状と課題】

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する野生生物15,314種のうち、絶滅のおそれのある野生生物として1,000種（うち19種は既に絶滅）が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、ヤチシヤジンなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

一方、ニホンジカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

また、海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、本県においてもアライグマやアルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物の生息が確認されており、生息域の拡大を防止する必要があります。さらに、平成29年6月に国内で初めてヒアリが確認されており、ヒアリの侵入初期段階での徹底的な防除及び拡散を防止する必要があります。

これらの課題について、総合的かつ計画的に対策を実施するため、平成25年3月に策定した「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」に基づき、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図ることとしています。

図表 4-1-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（平成23年度）

分類群	県内 種数	カテゴリー別種数					選定 種数
		絶滅	絶滅のおそれI類	絶滅のおそれII類	準絶滅危惧	要注意種	
種子植物・シダ植物	2,928	4	109	145	140	60	458
コケ植物	719		38	10	4	2	54
藻類	1,258		1		11	17	29
地衣植物	382	1	3	5	7		16
菌類	700			12	30		42
哺乳類	43	3	6	5	8		22
鳥類	302		8	10	14	11	43
爬虫類	16			1	3	2	6
両生類	19		1	5	4		10
汽水・淡水魚類	84	2	10	5	12	8	37
昆虫類	8,318	8	46	36	92	37	219
貝類	133	1	6	8	14	7	36
その他無脊椎動物	412		1		12	15	28
合計	15,314	19	229	242	351	159	1,000

資料：県自然環境課

図表 4-1-2 指定野生生物種等の指定状況

種 名	分 類	種 名	分 類
ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類 (シロエリオオハム, オオハム, アビ)	鳥類	ミズニラ (シナミズニラを含む。)	シダ類
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	陸淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
ミヤジマトンボ※	昆虫類	計 11 種類 (※は特定野生生物種。)	

資料：県自然環境課

図表 4-1-3 野生鳥獣による農作物被害額 (単位：百万円)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
イノシシ	351	307	298	289	302	286	354	358
シカ	55	50	42	35	33	42	44	53
サル	13	12	8	11	8	7	5	10
その他獣類	11	11	9	9	12	9	12	16
鳥類	47	93	56	53	52	45	61	76
計	477	473	413	397	408	389	476	513

資料：県農業技術課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目(内容)	単位	基準年度 (H28)	現状値 (R2)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
自然環境課	鳥獣保護区面積	ha	58,506	57,351	57,343 (R4)	57,731	99.3%	概ね達成
自然環境課	レッドデータブック ひろしま掲載数	種	—	1,000	設定なし	—	—	—
自然環境課	生物多様性に関する 講習会等への参加人数	人/年	—	5,335	設定なし	—	—	—
自然環境課	ツキノワグマ年間除 去頭数	頭/年	—	425※2	80 以内※2 (R1)	80	18.8%	未達成
自然環境課	イノシシ年間捕獲頭 数	頭/年	27,571	33,121※3	30,000 (R4)	29,190	106.3%	目標どお り達成
自然環境課	ニホンジカ年間捕獲 頭数	頭/年	—	12,631※3	設定なし	—	—	—

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 広島県、島根県、山口県の合計

※3 速報値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目(内容)	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
ツキノワグマ年間 除去頭数	ツキノワグマ年間除去頭数は、H28 年度以降目標値を超過した状態で推移しており、R2 目標は未達成となった。 未達成の要因としては、餌となる堅果類等植物の凶作や生息域の拡大などにより、H28 年度以降集落への出没が多く、人身被害防止のため捕獲する頭数が増えたことなどによる。	今後は、生息数の推定など生息状況調査を実施し、特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体群の安定的な維持と人身被害の防止を図ることで、人と野生鳥獣の調和的共存を推進していく。

【取組状況】

(1) 生物多様性の保全活動の推進

ア 広島県生物多様性保全推進事業 [自然環境課]

生物多様性の保全を図るためには様々な主体が連携した継続的な取り組みが求められます。このため、県内の野生生物の現況調査や希少種保護団体への活動支援を実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】県内の野生生物の現況を把握するため、県野生生物保護推進員による調査を支援。ヒョウモンモドキ保全地域協議会及び芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会への参画。

イ 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】八幡湿原自然再生協議会等との連携により、再生整備後の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。ニュースレターの発行。年間を通じて自然再生地での地下水位を観測しデータを分析。

ウ 愛鳥週間ポスター募集 [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスターの原画を募集し表彰しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】ポスターの原画を募集し、鳥獣保護の意識啓発を実施。

令和2年度愛鳥週間ポスター特選（令和元年度募集分）



エ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課, 道路整備課]

【令和2年度実績・令和3年度内容】道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

(2) 野生生物の現状の把握及び対策の推進**ア ミヤジマトンボの生息環境の整備** [自然環境課]

緊急に保護を要する種として「野生生物の種の保護に関する条例」において唯一「特定野生生物種」に指定されているミヤジマトンボの絶滅を回避するため、生息環境を整備するとともに、幼虫の人工孵化・飼育を行っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、生息地の環境整備等について検討し、生息環境の整備（獣害防止柵の設置、潮汐湿地への水路確保等）及び絶滅リスク分散のための生息域外保全（人工孵化・幼虫飼育）を実施。また、新生息地創出に取り組む。

イ 外来生物の生息域の拡大防止 [自然環境課]

外来生物による生態系のかく乱及び農業被害・生活被害の防止に努めています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】「アルゼンチンアリ対策広域行政協議会」において情報交換を行うことにより市町の自主的な防除の取組を促進。また、セアカゴケグモ及びヒアリの防除等に係る指導を実施。

ウ 道路事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課, 道路整備課]

【令和2年度実績・令和3年度内容】規模の大きな道路事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

(3) 人と野生鳥獣の調和的共存の推進**ア 特定鳥獣保護管理計画の推進** [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、農林作物の被害が高止まりした状態であるなど、人の生活や経済活動と野生動物との軋轢の解消を図るため、適切な管理（個体数調整を含む。）が求められています。

ツキノワグマについては、人身被害の防止を図りつつ、西中国山地に生息する地域個体群の保護管理を山口県・島根県とともに3県共同で実施しています。

【令和2年度実績】ニホンジカの生息状況調査（糞塊密度調査）、出没の予測や住民等への注意喚起を行うためのツキノワグマの餌食物である堅果類の豊凶調査、ツキノワグマの生態等に関する正しい知識と人身被害を回避するための知識の習得に係る学習会を実施。

【令和3年度内容】職員研修を実施。人と野生動物の調和的共存を図るため、科学的なデータに基づいた総合的な野生動物の保護管理を推進。

イ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【令和2年度実績・令和3年度内容】クマ出没地域周辺のパトロール等を実施。

ウ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討・実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度を実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】構成11市町とともに、保護管理対策について検討・実施。

エ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

狩猟による鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定しています。

【令和2年度実績】鳥獣保護区（98か所 57,351ha）。

【令和3年度内容】鳥獣保護区（98か所 57,351ha）。

～世界に誇るひろしまの自然公園～

□広島県の自然公園

広島県は、瀬戸内海に位置する宮島、桂ヶ浜、鞆の浦や、比婆山連峰、道後山、恐羅漢山、冠山、深入山に代表される山々など、豊かな自然に恵まれています。

このような優れた自然景観を保護するとともに、適正な利用を図るために、国立公園や国定公園、県立自然公園が指定されており、県内には、瀬戸内海国立公園、西中国山地国定公園、比婆道後帝釈国定公園と6つの県立自然公園があります。

□瀬戸内海が多島美を楽しむ

瀬戸内海国立公園では、瀬戸内海が多島美と、古い港町や斜面を利用した段々畑など、人の営みと自然が調和した風景・景観を楽しめます。世界遺産に登録されている宮島もこの自然公園を彩っています。

瀬戸内海国立公園
宮島弥山からの展望



□登山もキャンプも楽しむ

自然の風景と共に、登山など健康増進・レクリエーションが楽しめるのも自然公園の特徴です。県内最高峰である西中国山地国定公園の恐羅漢山や、比婆道後帝釈国定公園の比婆山連峰では、本格的な登山をお楽しみいただけます。



野呂山公園オートキャンプ場



比婆道後帝釈国定公園
道後山登山

第2款 自然資源の持続可能な利用

1 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進

【現状と課題】

(1) 自然公園等の指定

我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園やそれに準ずる地域である国定公園は「自然公園法」に基づき国より指定されています。また、都道府県を代表する優れた自然の風景地である県立自然公園は条例に基づき県知事が指定しています。これらの自然公園においては、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。

また、このほかに、県内の優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域」等の指定を行っています。《自然公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-1 自然公園の面積（令和3年4月1日現在）

区 分	箇所数	総面積 (ha)	特別地域		普通地域
				うち特別保護地区	
国 立 公 園	1	10,685	7,569	203	3,116
国 定 公 園	2	20,731	20,731	692	—
県立自然公園	6	6,441	6,441	—	—
計	9	37,857	34,741	895	3,116

資料：県自然環境課

図表 4-2-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（令和3年4月1日現在）

区 分	地域（区）数	総面積 (ha)
県自然環境保全地域	27	2,054 （特別地区 1,248、普通地区 806）
緑地環境保全地域	22	818
自然海浜保全地区	19	17 （陸域面積）
計	68	2,889

資料：県自然環境課

(2) 自然とのふれあいの増進

自然公園及び野外レクリエーション内の施設利用者は、新型コロナウイルスの感染拡大による旅行や外出の自粛、緊急事態宣言の発令などにより、施設利用者が減少しました。

《自然公園等位置図は、「広島県環境データ集」参照》

1 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

2 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

図表 4-2-3 自然公園等の利用者数

(単位：千人)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
国 立 公 園	6,922	7,186	7,732	8,032	7,089	7,367	3,524
国 定 公 園	1,172	1,118	1,039	995	918	870	595
県 立 自 然 公 園	518	513	503	521	357	423	426
県 民 の 森	149	128	113	122	111	112	14※2
もみのき森林公園	176	177	174	179	163	167	127
県 民 の 浜	59	64	64	65	41	51	29
中 央 森 林 公 園	299	315	307	295	285	288	246
中 国 自 然 歩 道	381	372	340	365	319	328	228
県 自 然 歩 道	38	37	34	36	33	34	33
合 計	9,713	9,909	10,305	10,610	9,316	9,641	5,222

※1 端数処理の関係で、合計は一致しないことがある

資料：県自然環境課

※2 県民の森の R2 利用者数については、R2.7 月末までの数値

図表 4-2-4 野外レクリエーション施設等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	規 模
県 民 の 森	1,164 ha
もみのき森林公園	400 ha
県 民 の 浜	23 ha
中 央 森 林 公 園	267 ha
中 国 自 然 歩 道	455 km
県 自 然 歩 道	125 km

資料：県自然環境課

（3）水辺の保全・再生

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性を認識し、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や、親水性や景観に配慮した護岸整備を進めています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により、約 31.5%が残存するのみとなっていることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・成育等の場として重要である藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。《自然海浜保全地区指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-5 自然海浜保全地区数及び面積（令和3年4月1日現在）

区 分	地区数	陸域面積 (ha)
自然海浜保全地区	19	17

資料：県自然環境課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (R2)	目標値 (目標年度)	指標の 達成率	進捗状況
自然環境課	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	現状を 維持 (R2)	100.0%	目標どおり達成
自然環境課	自然公園面積		37,853	37,857		100.0%	目標どおり達成
自然環境課	自然公園利用者数	千人	8,611	4,545	増加を 図る(R2)	52.8%	未達成
自然環境課	野外レクリエーション施設利用者数		683	416	増加を 図る(R2)	60.9%	未達成
自然環境課	自然海浜保全地区面積(陸域)	ha	17	17	現状を 維持(R2)	100.0%	目標どおり達成
森林保全課	森林ボランティア参加数	人	69,343	38,118	80,000 (R2)	47.6%	未達成

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目(内容)	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
自然公園利用者数	自然公園利用者数はR1年度まで概ね目標を達成していたが、R2年度は大幅に減少し、R2目標は未達成となった。 未達成の要因としては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により県民の外出機会が減少し、利用者が減少したことなどによる。	今後は、新型コロナウイルスに対する感染防止対策を徹底するとともに、このウイルスの影響による新しい生活様式に適応した自然とふれあう場として、安全で快適な自然公園を提供していくことで、県民の自然環境保全や野生生物保護への理解を深めていく。
野外レクリエーション施設利用者数	野外レクリエーション施設利用者数はR1年度まで概ね目標を達成していたが、R2年度は大幅に減少し、R2目標は未達成となった。 未達成の要因としては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により県民の外出機会が減少し、利用者が減少したことなどによる。	今後は、新型コロナウイルスに対する感染防止対策を徹底するとともに、このウイルスの影響による新しい生活様式に適応した自然とふれあう場として、安全で快適な野外レクリエーション施設を提供していくことで、県民の自然環境保全や野生生物保護への理解を深めていく。
森林ボランティア参加数	森林ボランティア参加数については、順調に増加傾向にあったが、R2年度は大幅に減少し、R2目標は未達成となった。未達成の要因としては、R2年度に新型コロナ感染拡大防止対策により、森林・林業体験イベントや研修会など、多くの活動計画が中止又は規模縮小となったことなどによる。	今後の森林ボランティア活動については、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策ガイドラインの周知を図り、対策を講じた活動を推進することで、新計画の参考指標である「森林ボランティア参加者数がR1実績値(78,108人)以上」を目指していく。

【取組状況】

(1) 自然公園等の保全対策の推進

ア 自然公園等の保全と管理 [自然環境課]

自然的・社会的条件の変化に対し、公園計画の見直しを行うとともに、保護と利用の調和を図っていきます。

【令和2年度実績・令和3年度内容】公園計画に基づく適正な保護・管理、自然公園指導員等による利用の適正化・事故防止、景観の維持及び利用の増進。

イ 自然公園等施設整備事業 [自然環境課]

自然公園等(国立公園、国定公園、県立自然公園、野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道(中国自然歩道、県自然歩道))においては、地元市町、指定管理者等との密接な連携のもと、県民が自然と

ふれあう機会を増進するため、ユニバーサルデザインの導入や環境学習機能の強化など利用者のニーズに沿った安全で快適な利用が図られるよう適切な整備・改修を図っています。

【令和2年度実績】

公園名	事業箇所	内容
瀬戸内海国立公園	宮島	トイレ改修，歩道安全対策等
西中国山地国立公園	三段峡	トイレ改修，歩道安全対策等
比婆道後帝釈国立公園	帝釈峡	トンネル補強，休憩所設置

【令和3年度内容】

公園名	事業箇所	内容
西中国山地国立公園	三段峡	歩道安全対策
野外レクリエーション施設	県民の森	トイレ改修
	中央森林公園 (公園センター等地区)	三景園太鼓橋改修

※1箇所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

(2) 水辺の保全・再生

ア 自然海浜保全地区の指定等 [自然環境課]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全及び適正な利用を図っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】自然海浜保全地区（19か所）の保全と適正な利用を推進。

イ 水産基盤整備事業 [水産課]

藻場や干潟などの魚介類の産卵、幼稚魚の育成のための場づくりや、優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより、漁場生産力の向上を図っています。

【令和2年度実績】藻場の造成（広島県 6.0 ha）、海底の清掃（広島市，呉市，江田島市 14.69km²）を実施。

【令和3年度内容】藻場の造成（広島県 5.2ha）、海底の清掃（広島市，呉市 8.55km²）を実施。

ウ 多自然川づくり [河川課]

水生生物・水生植物の維持・回復に配慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】棕梨川（東広島市）において、災害関連事業に伴う護岸等設計を実施中。引き続き、生物環境調査結果を踏まえ、地域の状況を考慮した工法により整備を促進。

エ 美しい川づくり [河川課]

猿猴川は、広島駅を利用して広島を訪れた方が最初に目に触れる河川であり、この周辺は「広島らしさ」を発信する絶好のエリアです。そこで、広島駅周辺地区の水辺を、水の都の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間とするため、県と広島市が連携して「美しい川づくり」に取り組んでいます。

【令和2年度実績・令和3年度内容】民間主体の恒常的かつ自立的な賑わい創出に向けた検討。

3 藻場：沿岸浅海域で、大型の海藻や海草が濃密に繁茂し群落を形成している場所。魚の産卵や生育の場として重要な役割を果たしている。

4 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

オ 放置艇の解消 [港湾振興課]

秩序ある公有水面の利用を図っていくため、令和4年度末までに県内の放置艇を解消することを目標に、プレジャーボート等の係留保管の適正化に取り組んでいます。

【令和2年度実績】関係条例改正の上、地区別実施計画に基づき、現場における新たな放置等禁止区域の指定、係留許可等の事務を開始。

【令和3年度内容】引き続き、新たな放置等禁止区域の指定、係留許可等の事務を継続。また、令和3年度開始の係留保管場所届出制度を周知。

カ 港湾環境整備事業 [港湾漁港整備課]

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぎ場とするため、緑地などの環境整備を行っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】広島港で整備した干潟のモニタリングを実施。

2 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

【現状と課題】

高度経済成長期に、工場排水や生活排水などにより悪化した瀬戸内海の水質環境は、これまでの規制措置により危機的な状況は脱したものの、近年は横ばいの状況にあります。

本県の藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少傾向でしたが、藻場等の造成や海底の堆積物除去などにより、近年は横ばいの状況にあります。

自然海岸については、約31.5%が残存するのみで、全国の53.1%に比べ少なくなっています（平成10年時点。環境庁第5回自然環境保全基礎調査より）。

今後の瀬戸内海の環境施策においては、従来の規制を中心とした保全型施策の充実に加え、失われた自然や自然のもつ機能をどのように回復していくかという視点で、地域の特性に応じた新たな環境修復・創造施策を展開していくことが求められています。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （H26）	現状値 （R2）	目標値 （目標年度）	指標の 達成率	進捗 状況
水産課	アマモ場、ガラモ場等の造成面積※1	ha	9.1※2	32.2	28.2※3 （R2）	115.0%	目標どおり達成

※1 この造成面積は、県が造成した面積（市町が造成した面積は含んでいない。）

※2 平成23年度～平成25年度の累計

※3 平成23年度～令和2年度の累計

【取組状況】

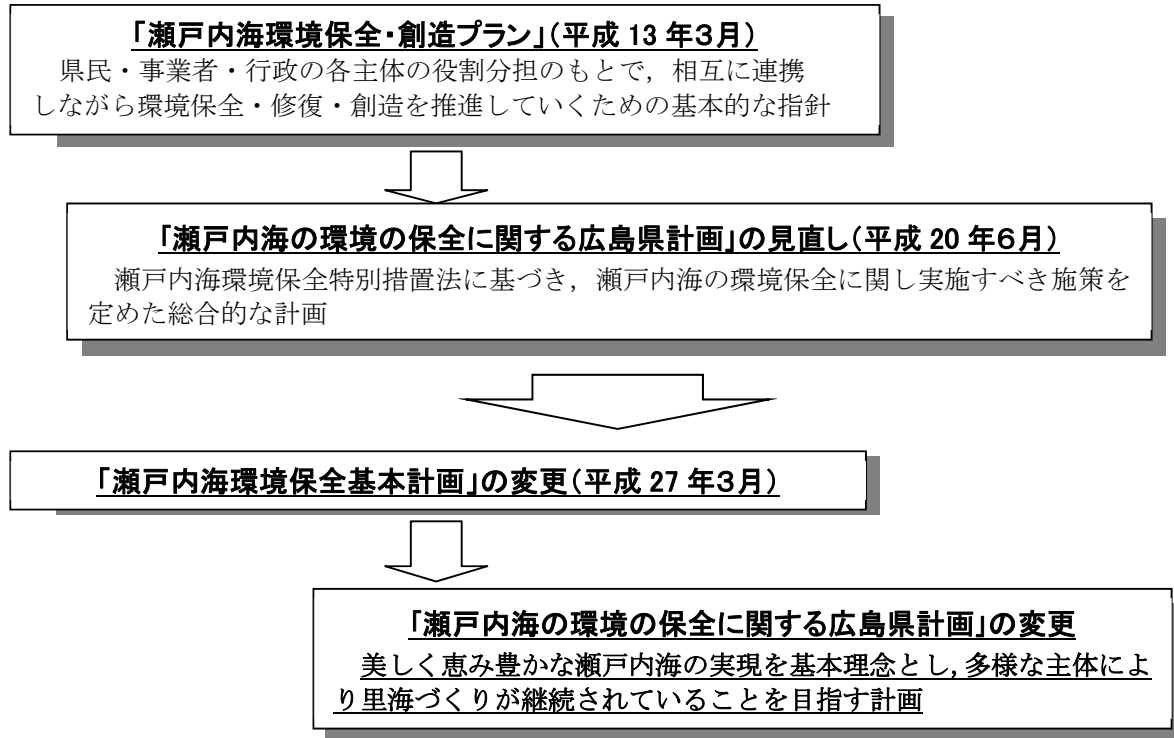
(1) 瀬戸内海の環境保全の推進

ア 環境保全・創造施策の推進 [環境保全課]

「瀬戸内海環境保全・創造プラン」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」に掲げる各種施策を総合的に推進しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】瀬戸内海環境の保全に関する広島県計画を推進するため、引続き施策の進行状況の把握及び取りまとめを実施。平成27年3月に国基本計画が変更されたため、これを受け、平成28年10月、県計画を変更。

図表 4-2-6 【瀬戸内海環境保全・創造施策の展開】



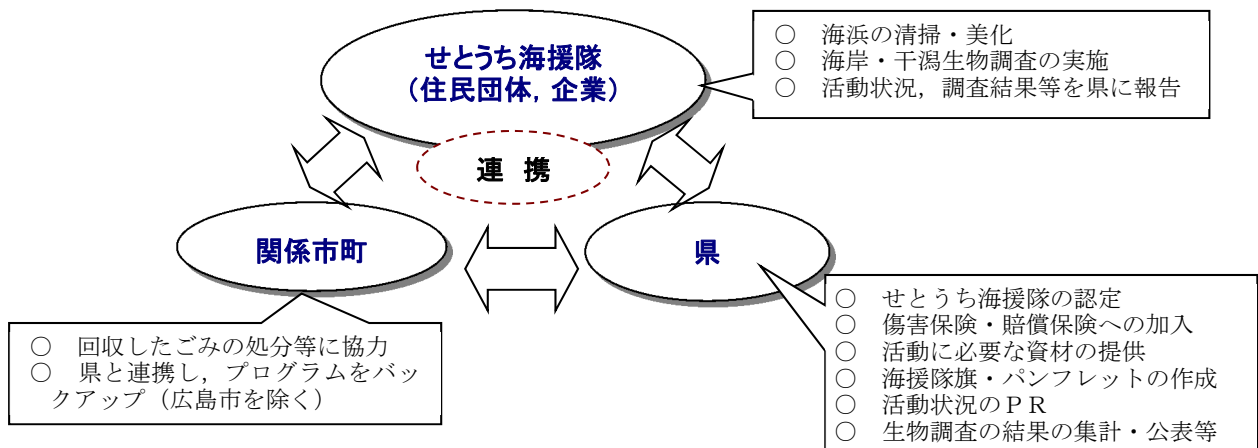
資料：県環境保全課

イ セとうち海援隊支援事業 [環境保全課]

海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対し、①傷害保険、賠償保険への加入、②活動に必要な資材の提供、③活動状況のPR等により支援しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】市町と連携しながら、傷害保険への加入、活動状況のPR等によりせとうち海援隊の活動を支援。（令和2年度末の認定団体：35団体）

図表 4-2-7 セとうち海援隊制度における各団体の役割



ウ 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」, 「(公社)瀬戸内海環境保全協会」への参画 [環境保全課]

関係府県・市・漁協・環境保全団体と連携して瀬戸内海の総合的な環境保全対策, 瀬戸内海再生のための取組等を行っています。

【令和2年度実績】瀬戸内海の共通課題等に係る協議検討, 瀬戸内海の環境保全・再生に関する国への要望や, 「里海づくり」支援事業・調査研究などを実施。

【令和3年度内容】引き続き, 関係府県等と連携して広域的な取組を推進。

※ 関連事業: 下水道の整備促進 (P61), 農業・漁業集落排水処理施設の整備促進 (P62), 浄化槽の整備促進等 (P62), 排水規制等の実施 (P63), 水産基盤整備事業 (P93), 放置艇の解消 (P94), 港湾環境整備事業 (P94)

(2) 海ごみ対策の推進

ア 海ごみ対策推進事業 (再掲) [環境保全課]

※ 第1章「「エコの力でひろしまを元気に」具体化推進事業(3)」(P6)

海洋プラスチックごみゼロ宣言及びプラットフォームについて

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化など、世界的な問題となっています。本県では、海洋プラスチックごみの削減に向けて、県民及び事業者の皆様と一緒に取組を進められるよう、令和3年6月に海洋プラスチックごみゼロ宣言を行うとともに、宣言の実現に向けて必要な取組を検討、展開するため、企業等を参画メンバーとするプラットフォームを設立しました。

□ 2050 輝く GREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言（海洋プラスチックごみゼロ宣言）

この宣言には、第5次広島県環境基本計画に掲げる「2050 年までに新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量をゼロとする」ことを目指し、海洋生分解性プラスチック等の開発・普及促進、プラスチックに係る資源循環の促進及び多様な主体と協働した海岸清掃など、本県の宝である瀬戸内海的环境保全に向けた取組を、企業や関係府県・市町等と連携しながら、本県が先頭に立って推進していくことが明記されています。



ロゴマーク

□ GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム

宣言に併せて、飲料メーカー等の製造業から小売・流通業まで、幅広い業種の企業・団体等を参画メンバーとするプラットフォームを新たに設立しました。

このプラットフォームでは、事業者等と連携して、プラスチックの使用量削減やプラスチックごみの流出防止などの具体的な対策を検討・実施していきます。

今後は、プラットフォームの参画団体を広く募集し、県民を巻き込んだ世論醸成を図っていきます。



設立記者会見の様子

<取組内容(対策の方向性)>

①プラスチックの使用量削減 ・ワンウェイプラスチックの削減や、代替素材（海洋生分解性プラ・紙等）の開発・普及促進 ・プラスチック資源のリサイクルの拡大、高度化（食品トレー・PETボトル等）等 	②プラスチックごみの流出防止 ・ペットボトル自動回収機の設置（コンビニ等） ・空容器ボックスの異物混入対策の検討、実証 ・デジタル技術の活用（ごみ箱センサー等） ・ナッジ（行動変容）を活用した啓発活動 等  
③プラスチックごみの清掃・回収 企業、清掃団体等と連携した効果的な清掃、回収 等  	④情報の収集、発信、共有 ・各種イベントやHPでの情報発信（先行事例、プラットフォームでの取組、参画企業等の取組等） ・先進的な取組の研究、紹介 ・世論醸成に向けた方法の検討、実施 ・環境教育 等  

第5節 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

第1款 環境学習・環境活動の推進

【現状と課題】

環境保全行動に対する県民の意識は年々高まっているものの、実際の行動にはまだ十分に結びついていない状況にあることから、社会のあらゆる場において、総合的で実践を伴う環境学習が適切かつ活発になされるよう、学校教育や社会教育での環境学習に関する取組を充実させるとともに、そのための指導者の育成などを行う必要があります。

平成29年の学習指導要領の改訂でも、「環境に関する教育」を「現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容」の一つに掲げています。また、幼児教育の段階から、発達の段階に応じて自然体験活動など体験活動の推進を図り、環境の保全やより良い環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成を目指しています。平成27年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査によると、社会や理科などでの学習に加え、総合的な学習の時間での環境をテーマとした学習が、約88%の公立小学校と約29%の公立中学校で実施されています。

また、県では、教職員を対象にした環境教育研修の実施や教材・プログラムの作成支援・提供を行うなど、学校における環境学習の支援を行うとともに、県民の自主的な環境保全活動を促進し参加機会の拡大を図るため、各地で行われている取組に関する情報提供や、地域で緑化活動や美化活動などを行っている団体等の活動支援、環境学習講師の派遣など、環境保全活動の拡大に向けた支援を行っています。

さらには、県民一人ひとりが、環境への負荷の少ないライフスタイルのあり方や自然の大切さに対する理解と認識を深めるため、「環境の日」ひろしま大会等を通じた環境保全思想の普及啓発に取り組んでおり、引き続き、様々な機会を通じた普及啓発を推進するとともに、県民が自主的に環境に配慮した生活・行動を選択・実行できるよう、環境保全行動等に関するさまざまな情報を各種媒体によって総合的に提供していく必要があります。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (R2)	目標値 (目標年度)	目安※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	県環境情報サイト「エコひろしま」アクセス件数	千件	898	696	増加を図る(R2)	898	77.5%	未達成
環境政策課	環境学習講師の派遣者数	人/年	10	7		10	70.0%	未達成
環境政策課	環境活動リーダー養成者数（累計）	人	10	152	100(R2)	100	152.0%	目標以上達成
環境保全課	せとうち海援隊認定団体数	団体	32	35	新規認定年1団体以上(R3)	38	92.1%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目(内容)	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
県環境情報サイト「エコひろしま」アクセス件数	「エコひろしま」のアクセス件数は前年を上回ったものの伸び悩んでおり、R2 目標は未達成となった。 未達成の要因としては、県民にとって話題性があり、分かりやすい情報のタイムリーな発信や伝え方の工夫など、県民目線に立った視点への配慮が不十分であったことなどによる。	今後は、家庭における省エネ行動促進や海ごみ対策などの県民に身近なテーマの情報を充実させ、タイムリーかつ効果的な発信に取り組む。また、県民が求める情報を分かりやすく伝えるため、県ホームページの総括窓口(ブランド・コミュニケーション戦略チーム)のアドバイスを受けながらスキルの向上等に努め、環境に対する県民意識の啓発に資する環境情報サイトに充実させていく。
環境学習講師の派遣者数	環境学習講師の派遣者数はR1 年度までは目標達成しており、環境教育・学習の推進に一定の成果があったが、R2 年度実績は大きく減少し、R2 目標が未達成となった。未達成の要因としては、R2 年度に新型コロナウイルスの影響を受け、学習会等の開催が減った結果、派遣者数が減少したことなどによる。	今後は感染防止対策を徹底した上での学習機会の提供について情報発信し、派遣者数の増加を図り、自主的な環境保全活動がより活発に行われるよう、関係情報の提供などの活動支援を引き続き行うことにより、新計画の参考指標である「環境学習講師派遣学習会の受講者数 R7 年度 700 人以上」を目指していく。

1 環境学習と啓発活動の推進

【取組状況】

(1) 環境学習の推進

ア 環境学習講師派遣(環境保全活動支援事業) [環境政策課]

学校、自治会等が実施する環境学習会に、県が登録した専門的知識を有する講師を派遣しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】令和2年度は7人を派遣。

＜環境学習講師の派遣者数＞

指標項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2
派遣者数(人)	17	17	22	23	21	7

イ 県立広島大学での教育 [高等教育担当]

庄原キャンパス(生物資源科学部)において、環境や生命科学に係る基礎的な内容から専門的・実践的な内容までを段階的に学修できるよう、体系的なカリキュラムによる教育を行い、環境保全や資源の循環利用などの分野で活躍できる人材を育成します。

【令和2年度実績・令和3年度内容】

生物資源科学部では、環境に関する専門知識の修得に加えて、フィールド科学実習として、土壌環境の分析や廃油の再利用化など環境に関する現地実習を行うとともに、地域の団体と連携して、地域の森林資源を活用した製品の開発に継続的に携わるなど、実践的な教育を進めています。

ウ 少年少女水産教室の開催支援 [水産課]

小学校高学年を中心に、稚魚の放流など栽培漁業の体験学習を実施し、漁業への理解を深めるとともに、資源の大切さを啓発しています。

【令和2年度実績】尾道市立浦崎小学校、向東小学校、福山市立高島小学校で、漁協等が開催した水産教室を計3回支援。

【令和3年度内容】計6回の支援を予定しているが、新型コロナウイルスの影響により未定。

エ グリーン・ツーリズムの推進 [販売・連携推進課]

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動であるグリーン・ツーリズムは、自然環境や資源の大切さを考える機会となるため、広島県内で農林漁業体験活動が可能な施設などを紹介しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】体験施設や宿泊施設の情報をホームページにより提供。

オ 緑化研修及び緑化指導相談 [森林保全課]

県民をはじめボランティア団体や企業の緑化担当者を対象に緑化に必要な知識、技術の研修を行うとともに、県内の小学校を対象に「緑の学校」を開校し、学校に出向いて緑化研修や自然体験学習を行うことで緑化意識の普及啓発を進めています。さらに、みどりについての健康診断や病虫害防除等の緑化相談等を実施し、緑化技術の向上を図っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】令和2年度は緑化研修46回、緑の学校7回、緑化相談664件を実施。

カ 指導指針の提示 [義務教育指導課]

学校における環境教育が適切に実施されるように、広島県教育資料や教育委員会のホームページ等に指導指針を提示しています。

【令和2年度実績】令和2年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰の候補者として、全校生徒・教職員・森林組合・地域が連携して、校内外の緑化・育樹活動に積極的に取り組んでいる東広島市立高美が丘中学校を推薦。

【令和3年度内容】持続可能な社会の創り手を育成する観点から総合的な学習の時間等での取組を支援するとともに、ユネスコスクールを中心に訪問指導の実施、県内の他の先進事例を教育委員会のホームページ等で引き続き紹介。

キ 教員研修の推進 [個別最適な学び担当・義務教育指導課]

児童生徒の発達の段階に応じ、地域の特色を生かした学校独自の学習プログラムを創造することができるよう、様々な研修機会を捉え、教員の環境に関する専門的な知識や技能の向上を図っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】初任者を対象に、環境教育をテーマとした講座を実施。

ク 自然環境教育支援プログラムの開発・提供 [生涯学習課]

福山少年自然の家では、学校等の自然環境教育を支援・推進し、次代を担う子供たちに、環境の大切さや、かけがえのない生命の営みを学習していくプログラムを開発・提供しています。また、教育企画事業では、乳幼児・小学生を対象とした自然との触れ合いを通して好奇心や感性を育む、参加体験型の事業を実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】これまで開発した自然観察プログラムの活用及び普及を図るとともに、指導者育成・啓発のために教員等を対象とした体験活動指導者研修を実施。

※ 関連事業：せとうち海援隊支援事業（P95）、環境月間行事の実施（P102）

(2) 啓発活動の推進**ア 環境講演会の開催** [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラム¹等との共催により、地球環境等に関する講演会を開催しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】令和2年度はエネルギー・環境問題及びSDGsをテーマとする講演会を開催。

イ ひろしま環境賞 [環境政策課]

環境保全活動への意欲を高めるため、地域において先覚的・独創的な環境保全活動等に積極的に取り組み、環境にやさしい地域づくりに顕著な功績のあった個人・団体に対し、その功績を称えて表彰しています。

【令和2年度実績】

〈受賞者及び活動内容〉

- アサヒグループホールディングス株式会社 アサヒの森環境保全事務所（庄原市）

アサヒの森は、昭和16年に、前身となる会社がコルクの戦時代用品としてアベマキの樹皮を確保するため広島県内に山林を購入したこと※1に始まり、その後持続可能な森林経営に取り組んできた。

平成13年にはFSC®森林認証※2を取得し、維維持管理業務を中心に置きながら、生物多様性を始めとするこの山林の様々な価値を専門家の知見のもと把握するとともに、地元小学校等を対象とした森林環境教育の場としての活用など、その価値の活用を様々な主体と広く共有する取組みを進めている。とりわけ中国山地の保全と活用について、地域づくりに大きな役割を果たしている。

- 神之瀬峡森林環境インストラクター協会（三次市）

神之瀬峡森林環境インストラクター協会は、旧君田村が神之瀬峡の保護と活用を目的に実施したインストラクター養成講座修了者有志により設立され、15年に渡り、自然観察会や自然体験会の開催、地元小学校での環境学習講師としての活動、希少種の点検・見回り活動、地域の歴史に係る現地調査など、専門的知識を活かした多様な活動に取り組んできた。

地域住民が専門的知識を学び、その学んだ知識を活かして、中山間地域の自然環境を保全しながら、自治会や観光協会などと連携して、その活用を進めている。

- 三原市立宮浦中学校（三原市）

三原市立宮浦中学校は、20年に渡り学区内の清掃活動（年1回）を生徒が主体となって、保護者や地域との連携により実施してきた。

教育計画に明確に位置付けた上で、地域の課題解決型学習（課題発見・設定・実行・振り返り）として取り組むなどの工夫が行われており、また、活動を通じて、地域との信頼関係を構築し定着化させている。

【令和3年度内容】

環境保全活動等に功績のあった個人・団体を表彰する。

※1 戦後、輸入コルクの確保により、アベマキの採取加工は不要になった。

※2 国際的な森林認証制度のひとつ。第三者機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づいて森林を認証するとともに、認証された森林から産出される木材及び木材製品を分別し、表示管理することにより、消費者の選択的な購買を促す仕組み

1 ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

ウ こどもエコクラブの支援 [環境政策課]

幼児から高校生までのこどもが自主的に環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」について、地域環境に関する具体的な取組・活動が展開できるよう、市町の協力を得て、支援情報を提供しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】令和2年度は、38団体のこどもエコクラブのメンバー718人が活動。

エ 環境月間行事の実施 [環境政策課]

県民の環境保全についての理解・関心や積極的な環境保全活動への意欲を高めるため、6月5日の「環境の日」²及び6月の「環境月間」²を通じて、国、市町、団体等の協力のもと、各種事業を実施しています。

≪「環境の日」ひろしま大会≫

【令和2年度実績・令和3年度内容】令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。令和3年度は6月～7月にかけてオンライン形式で開催。

オ 環境と健康のポスター・標語コンクール（環境部門）の実施 [環境政策課]

子供たちに、ポスターや標語の作成を通して環境への関心と環境保全についての理解・認識を深めてもらうため、関係団体と連携しコンクールを開催しています。

【令和2年度実績】応募数：○ポスターの部 小学校 5,983点、中学校 812点

○標語の部 小学校 8,970点、中学校 2,315点



広島県知事賞
福山市 内海小学校
3年 渡邊 友惺



広島県教育委員会賞
海田町 海田西小学校
6年 水野 咲

SDGs
世界で決めた
約束だ

広島県知事賞
福山市 多治米小学校
5年 大成 彩加

僕たちと
自然と文化は
One team

広島県教育委員会賞
廿日市市 宮島中学校 3年
坂田 勇太

2 環境の日、環境月間：1972年6月、国連人間環境会議がスウェーデンのストックホルムで開催され、「人間環境宣言」が採択された。国連では、この会議を記念して毎年6月5日を「世界環境デー」としている。我が国では、環境基本法において6月5日を「環境の日」と定め、また6月を「環境月間」として、事業者及び国民の環境保全についての関心と理解を深めるとともに、環境保全に関する活動を積極的に行う意欲を高めるための各種事業を実施している。

カ 「エコひろしま」の運営 [環境保全課]

県民・事業者等による環境配慮への自主的な取組を促進するため、県環境情報サイト「エコひろしま」を通じた環境情報の発信を行っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】「エコひろしま」(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>)を運営し、迅速で分かりやすい環境情報を発信。

2 自主的な環境活動を行う人づくり・仕組みづくり

【取組状況】

(1) リーダー人材の育成

ア 環境学習講師専門研修 [環境政策課]

児童・生徒等を対象とした環境学習会をより効果的に実施するため、環境教育の実践者や、その支援者等を受講対象とする研修会を実施しています。フィールドでのワークショップを行うなど参加者がお互いの経験から学び合い、指導技術を高め合う学びに取り組んでいます。

【令和2年度実績・令和3年度内容】学校や地域において環境教育を実践している者等を対象とし、令和2年度は全3回の研修を実施し、延べ73人が受講した。(全3回修了者は21人)

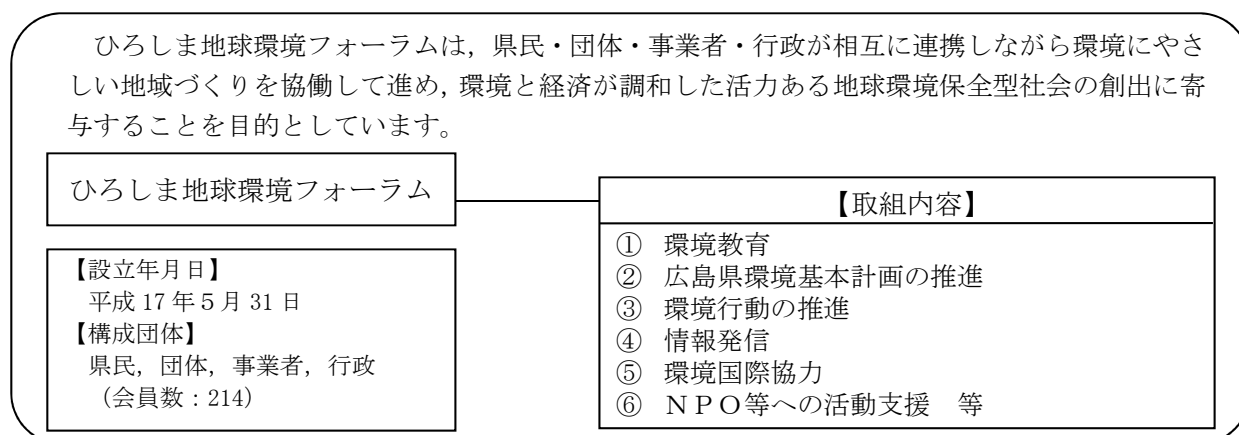
(2) 自主的な環境活動を行う仕組みづくり

ア ひろしま地球環境フォーラムの支援 [環境政策課]

県民、団体、事業者、行政の214会員(令和3年5月末)で組織する「ひろしま地球環境フォーラム」が実施する環境講演会等の環境保全事業に対して、県は事務局として支援しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】事務局として、各種事業の共同実施、情報提供等の活動を支援。

図表 5-1-2 ひろしま地球環境フォーラムの概要



イ 大学間ネットワークの活用 [環境政策課]

大学生と教員が専門的な知識及び行動力を結集し、大学の枠を越えて設立した「大学環境ネットワーク協議会(UE-net:ゆいねっと)」による地域における環境保全活動及び環境学習の取組を推進しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】「大学環境ネットワーク協議会(UE-net:ゆいねっと)」による環境イベント等の企画運営や環境学習教材を利用した活動を支援。

ウ ひろしまアダプト活動³支援事業（マイロードシステム・ラブリバー制度） [道路河川管理課]

県の管理する道路・河川において、道路や河川敷の清掃、緑化、除草などを行う団体をアダプト活動認定団体（マイロード認定団体・ラブリバー認定団体）として認定し、表示板の設置や保険への加入のほか、活動費の一部を奨励金として交付するなど、その活動を支援しています。

【令和2年度実績】マイロード認定団体は、新たに12（総計686）の団体を認定し、21,828人の参加を得て延長600.88kmの道路清掃等を実施。

ラブリバー認定団体は、新たに23（総計427）団体を認定し、15,859人の参加を得て276.25kmの河川清掃等を実施。

【令和3年度内容】アダプト活動の拡大・充実を図るため、奨励金交付事業を継続し、団体への積極的な支援を実施。

エ 道路河川清掃等業務委託事業 [道路河川管理課]

県が管理する道路河川において、県民の河川愛護意識の普及・向上を図るとともに、良好な道路河川環境を保持するため、清掃業務等を市町を通じて住民団体に委託し、清掃活動等を行う住民団体を支援しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】清掃活動等を実施。令和2年度は317団体で実施。

オ 河川清掃「クリーン太田川」 [道路河川管理課]

太田川流域の河川において、「クリーン太田川実行委員会」の主催により清掃を実施しており、県も河川管理者として積極的に参加し、清掃活動を行う住民団体等を支援しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】清掃活動を実施。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

※ 関連事業：県民運動の支援（P14）、せとうち海援隊支援事業（P95）

³ アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって清掃・草刈等を中心に、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動。

第2款 環境ビジネスの育成

【現状と課題】

環境省の調査によれば、我が国の環境産業の市場規模は、平成12年の41兆円から平成29年には105兆円に達しています。

本県には、臨海部を中心に鉄鋼、化学などの基礎素材型産業や、自動車を中心とする裾野の広い加工組立型産業の集積があり、これらが有する技術を生かしたエコビジネス育成のポテンシャルは高いと考えられます。

特に市場の拡大が見込まれる省エネルギー、再生可能エネルギーなどの分野における研究開発の促進が必要であり、それらを支える人材の育成が重要になっています。

また、リサイクル関連産業の育成は、事業者による廃棄物抑制の取組につながるため、リサイクル関連の研究開発やリサイクル製品の品質向上・販路拡大を推進する必要があります。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (R2)	目標値 (目標年度)	指標の 達成率	進捗 状況
循環型 社会課	技術開発補助金採択件数	件	15	12	95 ^{※1} (R2) (19件/年)	63.2%	未達成
循環型 社会課	びんごエコ団地分譲済み 区画数	区画	4/6	6/6	6/6 (R2)	100%	目標どおり達成

※1 平成28年度～令和2年度の累計（19件／単年度）

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
技術開発補助金採択件数	補助金採択件数は基準年度値を下回って推移し、R2目標は未達成となった。未達成の要因としては、公募説明会などにおける広報活動やNPO法人広島循環型社会推進機構との連携が不十分であったことや、R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により共同研究事業者の協力が得られず辞退した研究課題があったことなどによる。	今後は安定した技術開発補助金採択件数を達成できるようNPO法人広島循環型社会推進機構と事業者への広報等に関して連携を強化し、県の活動と両輪で技術開発を推進していく。

1 環境・エネルギー関連産業の育成

【取組状況】

（1）地域資源・特性に応じた支援

ア 環境・エネルギー産業集積促進事業 [海外ビジネス課]

これまでの海外展開の取組をさらに加速させるとともに、環境汚染防止、廃棄物処理など環境浄化分野のみならず、新たに、ネットゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の分野を加え、産学官連携による先進的な環境ビジネス創出や人材育成などに取り組むことで環境・エネルギー産業の集積を図っていきます。

＜環境浄化分野の売上高＞

指標項目		H27	H28	H29	H30	R1
環境浄化分野の売上高（億円）	実績	1,162	1,236	1,365	1,546	1,637
	目標	1,148	1,195	1,256	1,329	1,418

イ 中国四川省との環境保護合作事業 【環境政策課】

県が友好提携を結んでいる四川省と平成3年度に交わした「環境保護合作事業」に関する覚書に基づき、研修等を実施しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、研修員の受け入れや現地での技術交流は中止。令和3年度はオンラインでの情報交換などを実施。

※ 関連事業：廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（施設整備）（P33）、びんごエコタウン推進事業（P106）、循環型社会形成推進機能強化事業（P106）、廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（研究開発）（P107）、リサイクル製品使用促進事業（P107）

（2）産業分野の人材の育成

ア 研究開発などに携わる人材の育成 【研究開発課】

【令和2年度実績】広島県畜産協会が主催する堆肥共励会の審査員として、堆肥に関する評価及び指導を実施。

【令和3年度内容】堆肥共励会の審査員として、堆肥に関する評価及び指導を実施。

2 リサイクル産業の集積・育成

（1）リサイクル産業の集積

ア びんごエコタウン⁴推進事業 【循環型社会課】

福山市箕沖地区に整備した県内初のリサイクル企業向け「びんごエコ団地」の分譲を行い、循環型社会の拠点形成及びリサイクル産業の振興を図っています。

分譲を促進するため、土地代金の一部助成等の企業立地支援措置を講じています（びんごエコ団地企業立地支援事業）。

【令和2年度実績・令和3年度内容】分譲事業者に対して、立地を支援。

※ 関連事業：福山リサイクル発電事業の推進（P35）

（2）リサイクル産業の育成

ア 循環型社会形成推進機能強化事業 【循環型社会課】

廃棄物処理分野での循環型社会形成への取組を強化・加速させるため、産業廃棄物処理業界と大学による体系的な研究開発等に取り組む産学連携の推進母体に対し、研究開発活動経費及び人材育成事業費を助成しています。

【令和2年度実績】研究事業12テーマに74,502千円、人材育成事業1テーマに644千円を支援。

【令和3年度内容】研究事業17テーマ、人材育成事業1テーマに支援。

⁴ びんごエコタウン（構想）：平成12年3月に備後22市町村を対象地域として、モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてのエコタウンプランとして承認された。

イ 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（研究開発） [循環型社会課]

事業者の実施する廃棄物のリサイクル等に関する研究開発を支援し、その成果を事業化することにより、資源循環・廃棄物の削減を積極的に推進しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】令和2年度は実績なし。令和3年度からはテーマ型研究（指定の廃棄物に関する研究）の区分をなくし、対象研究のすべてで大企業の参加及び最長3年間の事業実施が可能になりました。なお「廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業」を令和3年度から「廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業」に統合しました。

図表 5-2-1 助成条件

項 目	内 容
対象分野	廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクル
対 象 者	県内に本社又は排出事業場を有する企業者，又は構成員の 1/2 以上が県内に本社又は排出事業場を有する企業者である2者以上で構成する任意のグループ
対象経費	即効性が高いと見込まれる研究開発
補 助 率	2/3 以内
補 助 額	5,000 千円以上 20,000 千円以内/件

※最長で3年間の事業実施を認める

ウ リサイクル製品使用促進事業 [循環型社会課]

県内産リサイクル製品の使用促進を図るため、「生活環境保全条例」に基づき、要件・基準に適合した県内産リサイクル製品の登録を行っています。登録製品は県の事務・事業で率先使用するとともに、県ホームページ等で製品情報を積極的に提供しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】令和2年度末時点で437の登録を実施。

図表 5-2-2 令和2年度 県の事業・事務における登録リサイクル製品の使用実績

種 別	品 目 名	使 用 量	単 位
第一種	改良土	28,415	m ³
	工事立て看板枠	3	基
	再生アスファルト安定処理混合物	1,978	t
	再生アスファルト混合物	118	t
	再生鋼土	1,012	m ³
	再生土	4,669	m ³
	再生抱土	1,477	m ³
	鉄鋼スラグ	14,588	m ³
	木材チップ	1.7	m ³
第二種	再生アスファルト混合物	31,393	m ³
	再生砂	1,190	m ³
	再生碎石	19,4610	m ³
	再生粒度調整碎石	6,266	m ³
	法面緑化用吹付材	122,057	kℓ
	有機肥料	137,000	kg
	土木製品（スパンシール）	694	m

資料：県循環型社会課

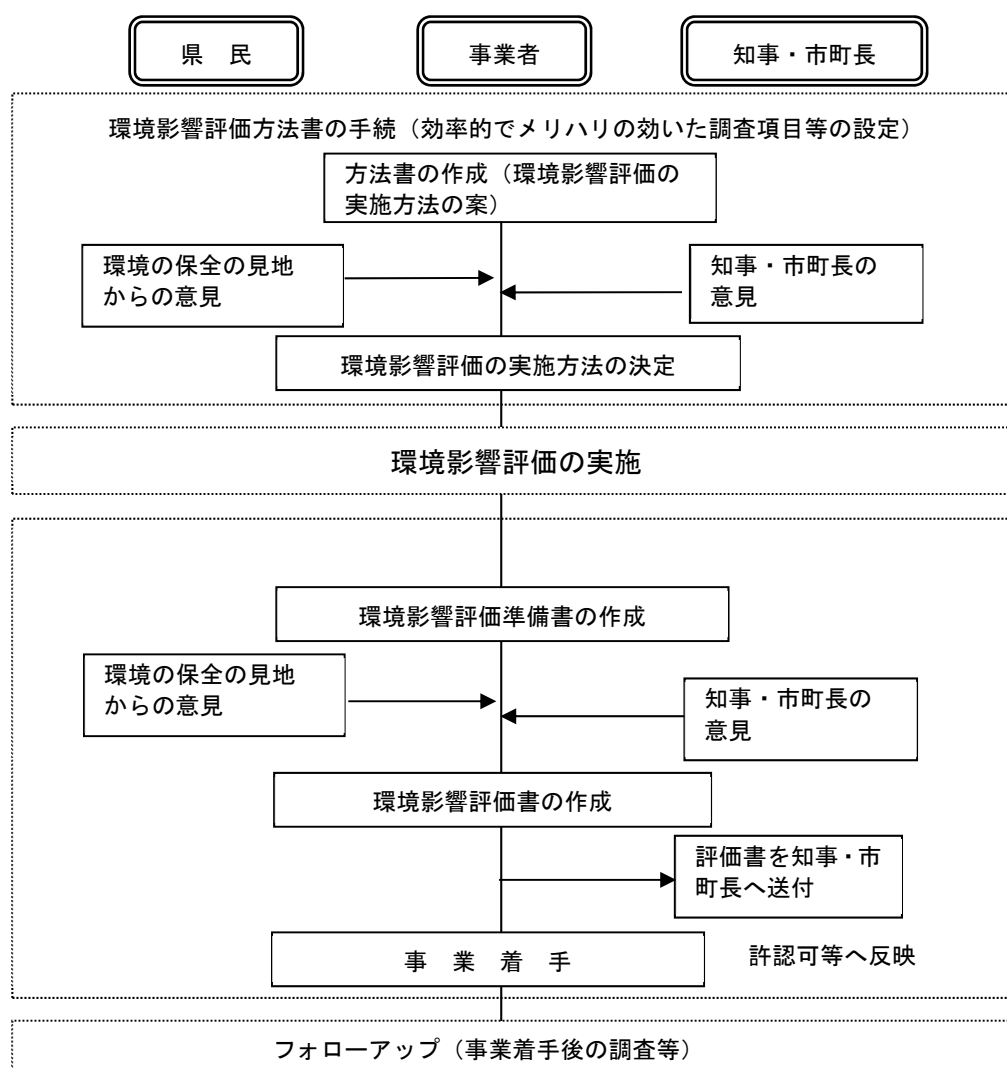
第3款 環境配慮の仕組みづくり

1 アセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進

【現状と課題】

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、事業実施前に、その環境影響について予測及び評価を行い、結果を公表し、住民の意見を聴くなどして十分な環境保全対策を講じる必要があります。「環境影響評価法」や「環境影響評価に関する条例」では、一定規模以上の事業について、環境影響評価書等の作成・公告縦覧や住民等の意見聴取等の手続について規定しています。

図表 5-3-1 環境影響評価に関する条例の手続の流れ



資料：県環境保全課

なお、「環境影響評価法」については、法施行後10年を経過したことから、これまでの施行状況を踏まえた見直しが行われ、事業の計画段階における配慮事項の検討（配慮書）や、方法書段階での説明会の義務化などが規定されています。（平成25年4月1日施行）

5 環境影響評価：大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする手続のこと。

【取組状況】

(1) 法や条例に基づく適切なアセスメント手続の実施

ア 環境影響評価法・条例に基づく手続 [環境保全課]

「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業について、適切な環境影響評価が実施されるよう審査、指導しています。

また、手続終了事業については、「環境影響評価に関する条例」及び「環境影響評価に係る事後指導実施要領」に基づき、事後調査の実施状況を調査しています。

【令和2年度実績】北広島町及び安芸太田町が関係地域として計画されている風力発電所の設置について法に基づく方法書手続を実施。広島市、廿日市市及び安芸太田町において計画されている風力発電所の設置について法に基づく配慮書手続を実施。手続終了後の事業に対する事後調査については、4件について報告を求め、実施状況の確認等を実施。

環境影響評価制度の対象とならない都市計画区域での開発行為、公有水面の埋立等に対して、知事の許認可に際し、環境の保全状況について審査。

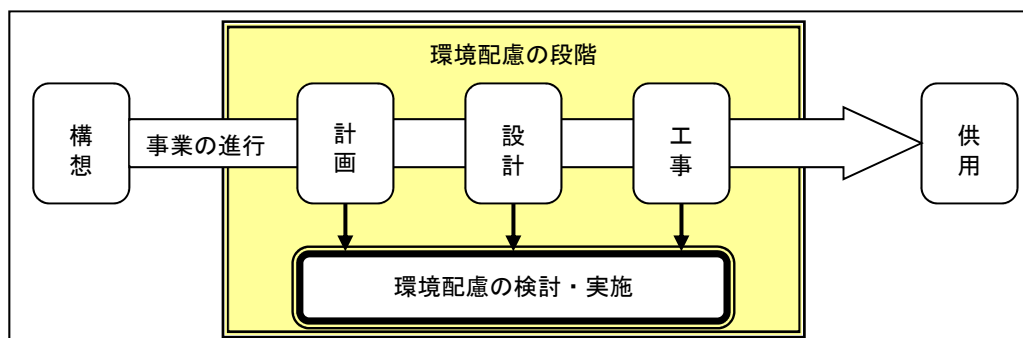
【令和3年度内容】引き続き、環境影響評価対象事業に対して、適切な環境影響評価が実施されるよう審査・指導するとともに、手続終了後の事後調査や環境への影響に関する審査を実施。

(2) 公共事業における環境配慮の推進

ア 公共事業における環境配慮の推進 [環境保全課]

県の公共事業における環境配慮を推進するため、「県環境配慮推進要綱」に基づき、事業の計画段階から工事段階に至る、環境配慮の推進に努めています。《県公共事業における環境配慮の状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 5-3-2 県公共事業における環境配慮の流れ



資料：県環境保全課

【令和2年度実績・令和3年度内容】計画・設計工事段階で環境配慮チェック表を作成（令和2年度実績：大・中規模事業34件）。

2 県民・事業者による環境負荷の低減

【現状と課題】

環境負荷の低減に向け、企業等の自主的な取組が求められています。そのため、中小企業向け環境マネジメントシステム⁶であるエコアクション21⁷等や、ISO14001⁸の取得促進を図っています。

図表 5-3-3 県内中小企業向け環境マネジメントシステム（エコアクション21）取得事業所数

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
新 規 取 得 数	19	10	17	9	10	4	8	6	6
認 証 登 録 事 業 所 数 (年 度 末 現 在)	176	166	160	156	150	150	150	152	148

資料：県環境政策課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (R2)	目標値 (目標年度)	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	環境マネジメントシステム等セミナー終了事業所数（累計）	団体	33	262	200 (R2)	131.0%	目標以上達成

【取組状況】

（１）環境にやさしい事業活動の普及促進

ア エコアクション21等取得の促進（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

県内の事業者等を対象に中小企業向け環境マネジメントシステムの導入を促進するためのセミナーを開催しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】普及啓発セミナーを開催。

＜セミナーの開催による普及啓発＞

指標項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
セミナー終了事業所数（累計）	33	52	102	159	189	225	262

6 環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め（Plan）、②これを実行、記録し（Do）、③その実行状況を点検して（Check）、④方針等を見直す（Act）一連の手続き。

7 エコアクション21：ISO規格をベースに環境省が策定した、システム構築や維持費用が安価な、中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。

8 ISO14001：「国際標準化機構」（International Organization for Standardization）が正式名称。1996年に発行されたISO14001は、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善が継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格。

イ 融資制度等による支援

(ア) 中小企業高度化資金貸付制度 [経営革新課]

中小企業が協同組合等を組織して、共同で公害防止施設を設置する場合、貸付条件を優遇しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】貸付条件は次のとおり（令和2年度は実績なし。）。

図表 5-3-4 貸付条件（令和3年4月1日）

区 分	一般の高度化事業	共同公害防止等施設を整備する場合
貸付限度額	貸付対象施設の設置資金の80%以内	
貸付利率	年0.35%	無利子
償還期間	20年以内（うち据置期間3年以内）	

資料：県経営革新課

(イ) 農業近代化資金制度 [就農支援課]

農業生産等に伴う環境負荷の低減を図るため、家畜ふん尿処理施設や堆肥舎等を設置する場合、資金の融資を行っています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】融資条件は次のとおり（令和2年度は実績なし。）。

図表 5-3-5 融資条件（令和3年6月18日）

貸付限度額	個人：1,800万円、法人2億円、農協等15億円 [認定農業者の特例の場合] 個人：1,800万円、法人3,600万円
貸付利率	年0.30% [認定農業者の特例の場合] 年0.16%～0.30%
償還期間	個人・法人：15年以内（うち据置期間3年以内） 農協等：20年以内（うち据置期間3年以内） [認定農業者の特例の場合] 15年以内（うち据置期間7年以内）

資料：県就農支援課

(2) 環境に配慮した物品等の購入

ア 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

県産材の消費拡大を図るため、県産材を使用した木造建築物を建築する場合、その金額の一部を助成しています。

【令和2年度実績】2,366棟の建築物に対し、総額107,909千円（平均4.6万円/棟）を助成。

【令和3年度内容】①県産材を使用した木造建築物の建築に対し、県産材利用量に応じて1m³あたり3.3千円を助成。

②木造建築物を年間10棟未満建築する者に対し、県産材を供給した場合、その提案に要する経費として1社あたり34千円を助成。

3 県自らの率先行動

【現状と課題】

県は、環境の保全に関する各種施策を推進する行政主体であると同時に、県内の社会経済活動における一事業者、一消費者としても大きな位置を占めています。

こうした立場から、「県地球温暖化対策実行計画」（H29～R2）、「県自動車使用合理化計画」及び「県グリーン購入方針」により、省エネルギー・省資源行動へ取り組み、環境への負荷の軽減を図るよう努めています。

令和2年度の県の事務事業で排出される温室効果ガスは、基準年度から9年間で9.1%の削減となり、年平均1%以上の削減目標を達成しました。また、令和2年度のグリーン購入の調達実績は、2分野で95%以上の調達割合となっています。環境物品の購入が更なる環境物品の普及を促進していく好循環を作るために、グリーン購入の着実な取組を更に進めていく必要があります。

調査・研究分野では、産業技術や保健・環境に関する総合的な試験研究に取り組むとともに、研究成果の技術移転を推進する目的で設立した総合技術研究所や、県立広島大学において、多様な環境問題についての研究を行っています。

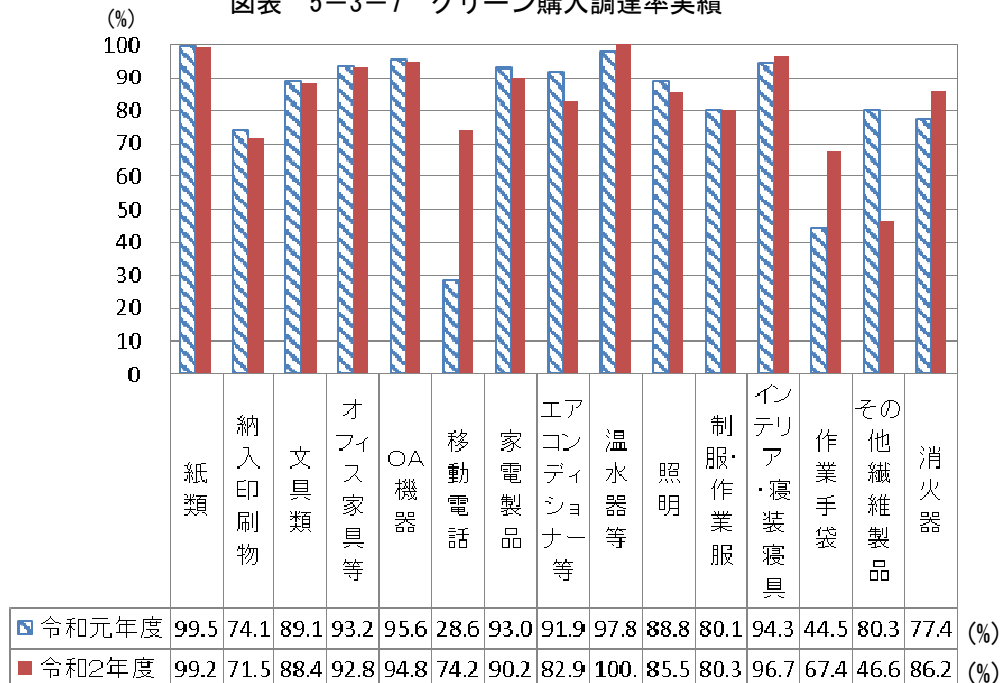
今後も、複雑化・多様化する環境問題に適切に対応した調査・研究を推進する必要があります。

図表 5-3-6 県地球温暖化対策実行計画

項 目	単位	基準年度 (H23)	現状値 (R2)		【参考】 目 標 (R2)
			基準年度比		
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	42,433	38,574	90.9%	H23 から9%以上 (年平均1%以上)

資料：県環境政策課

図表 5-3-7 グリーン購入調達率実績



資料：県環境政策課

9 県グリーン購入方針：環境への負荷の少ない物品等（環境物品等）の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え、企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため、策定している。
(参考：県ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/b-b5-green-index-h23.html>)

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (H26)	現状値 (R2)	目標値 (目標年度)	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	県のグリーン購入調 達率	%	91.4	88.1	100 (R2)	88.1%	未達成

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
県のグリーン購入調 達率	環境物品購入率は、変動はあるものの全体的に減少傾向にあり、R2 目標は未達成となった。 未達成の要因としては、グリーン購入に対する知識や認識が不足していることに加え、環境物品では対応が困難な長期保存が必要な物品など、特殊な用途で利用する物品を購入したことによる。	今後はグリーン購入物品の調達率を増加できるようにグリーン購入方針の概要版の作成やグリーン購入セミナーを開催するなど、グリーン購入に対する知識や認識を深め、計画の目標である「令和7年度に購入率100%」の達成を目指していく。

【取組状況】

(1) 温室効果ガス削減行動

ア 県地球温暖化対策実行計画の推進 [環境政策課]

地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づき策定した実行計画の趣旨を踏まえ、県の事務及び事業から排出される温室効果ガスの抑制や省資源・省エネルギーなどの環境に配慮した取組を推進しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】庁舎の電気使用量、公用車の燃費等を重点取組とした省エネ対策の推進による温室効果ガスの削減行動を推進。

イ 太田川流域下水道事業 [流域下水道課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、東部浄化センターにおいて下水の処理工程で発生する消化ガスを利用した発電設備を設置しています。

令和元年度より、民設民営による消化ガス発電事業へ移行しました。(平成30年度をもって事業終了)

ウ 工業用水道事業・水道用水供給事業 [企業総務課]

二酸化炭素排出削減のために、太陽光発電設備及びマイクロ水力発電設備を設置しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】沼田川工業用水道事業惣定配水池に設置(平成14年度)した太陽光発電設備により、1,650kWhを発電し、約0.9トンの二酸化炭素排出量を削減。沼田川水道用水供給事業宮浦浄水場に設置(平成20年度)したマイクロ水力発電設備により、301,456kWhを発電し、約169.1トンの二酸化炭素排出量を削減。沼田川工業用水道事業本郷浄水場に設置(令和元年度)したマイクロ水力発電設備により、38.6kWhを発電し、約0.02トンの二酸化炭素排出量を削減。引き続き、太陽光発電設備及びマイクロ水力発電設備を運転し、二酸化炭素排出量を削減。

エ 芦田川流域下水道事業 [流域下水道課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、芦田川浄化センターにおいて、下水の処理工程で発生する汚泥を石炭等代替燃料として利用可能とする汚泥固形燃料化施設を設置しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】平成29年1月供用開始。汚泥固形燃料化施設により、令和2年度は24,290トンの固形燃料化物を製造し、約7,450トンの二酸化炭素排出量を削減。引き続き、汚泥固形燃料化施設を運転し、二酸化炭素排出量を削減。

（2）環境配慮率先行動

ア グリーン購入の推進 [環境政策課]

「県グリーン購入方針」に基づき、物品等の購入に当たって、価格や品質、利便性といった従来の基準だけでなく、環境負荷の低減を判断基準とすることとし、県が率先してグリーン購入を進めることにより、県民・事業者等に対するグリーン購入の普及促進や環境物品等への需要の転換を促進しています。

【令和2年度実績・令和3年度内容】文具類、紙類など22分野282品目について調達のための具体的な判断基準を定めるとともに、16分野に調達目標を設定し、環境物品の優先的な購入を推進。

※ 関連事業：リサイクル製品使用促進事業（P107）

イ 農業農村整備事業 [農業基盤課]

市町毎に田園環境整備マスタープランを作成し、これを踏まえた事業計画の策定や、「県農村環境情報協議会」での意見交換・情報収集を行い、環境との調和に配慮した農村空間整備を行っています。

【令和2年度実績】農業農村整備事業計画地区において「県農村環境情報協議会」での意見交換を踏まえ、環境配慮工法等を検討。

【令和3年度内容】引き続き、県農村環境情報協議会での意見交換を踏まえながら、県環境配慮推進要綱に基づき環境との調和を図った整備を推進。

（3）県による調査・研究の推進

ア 県立広島大学における研究 [高等教育担当]

庄原キャンパス（生物資源科学部）において、行政、企業及び公設の試験研究機関など様々な機関と連携して、環境に関する研究に取り組みます。

【令和2年度実績・令和3年度内容】地域や企業のニーズに対応した環境に関する研究等を実施。

（令和2年度の主な研究実績）

項目	研究内容等
環境汚染の低減	カキ殻や家畜排泄物等の有機性廃棄物を堆肥化することにより、農地へ有効に還元するなど、養分循環による廃棄物の減・環境負荷の低減を図るための研究
水質改善	微生物燃料電池※を活用して、有機性の汚濁物質が堆積しやすい沈砂池や調整池の水質・底質の浄化・改善を図るための研究

※ 汚水や汚泥などに含まれる微生物を燃料にして発電する電池(Microbial Fuel Cells; MFC)、発電と同時に水や泥を浄化するシステムとして活用が期待されている。

イ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

県内事業者等や事業局から要請された技術課題に対応し、既存製品の改良・新商品開発・生産性向上を支援し、県経済の持続的発展と県民の健康と快適な生活環境の確保に貢献します。

【令和2年度実績・令和3年度内容】保健環境・工業・農林水産業分野を有する総合力やこれまでの技術蓄積等の強みを発揮し、ニーズを起点とした課題解決・研究開発を推進。生分解性プラスチックや回収装置を活用した海洋プラスチックごみの低減検討、産学両者の連携・共同による循環型社会への転換に向けた研究開発事業などの支援を実施。

(4) 研究成果の利用促進**ア 調査・研究等の成果の公表** [研究開発課]

【令和2年度実績・令和3年度内容】企業との共同研究や技術支援等により、総合技術研究所の保有する特許技術を実装した製品の商品化や販売開始の発表。令和3年度以降においても、企業等の製品化の発表に合わせて広報等を実施。

項 目		内 容	担当センター
飛散防止 アスベスト	アスベストの検出技術に係る研究	建設材料等に含まれるアスベストの簡易測定技術を活用した中小企業等の製品の開発支援を実施。	保健環境センター

付1 第4次環境基本計画における指標及びその進捗状況

(総合計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
9	30	11	17

第1節 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」

(第1節の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
2	2	3	6

第1款 省エネルギー対策の推進

※「廃棄物発電導入量」は1カウントとする。

項目	指標の区分	指標項目(内容)	単位	H27	H28	H29	H30	R1	現状値 (R2)	目標値	目標 年度	基準年度値 (H26)	目安	指標の 達成率	進捗状況
部門対策 産業・民生 (業務)	環境・施策	二酸化炭素排出量 (産業)	—	—	—	—	—	—	—	エネルギー消費 原単位を H19年度から 13%改善	R2	—	—	—	—
	環境	二酸化炭素排出量 (民生(業務))	万 t-CO ₂	365	366	314	—	—	—	271		467 (H19)	317	101.0%	目標どおり 達成
	施策	業務用太陽光発電 導入量	kl (原油換算)	72,316	88,884	98,562	111,964	124,572	—	19,200		393 (H20)	17,633	706.5%	目標以上達成
対策 運輸部門	環境	二酸化炭素排出量 (運輸)	万 t-CO ₂	597	583	588	—	—	—	531		698 (H19)	568	96.6%	概ね達成
	施策	次世代自動車導入 台数※1	万台	11.9	13.9	15.9	17.8	19.5	—	41.2		0.5 (H24)	36.1	54.0%	未達成
部門対策 民生(家庭)	環境	二酸化炭素排出量 (民生(家庭))	万 t-CO ₂	501	517	456	—	—	—	291		502 (H19)	318	69.7%	未達成
	施策	住宅用太陽光発電 導入量	kl (原油換算)	29,462	32,657	34,818	36,879	39,207	—	44,800		6,795 (H20)	41,633	94.2%	概ね達成
	施策	長期優良住宅の 認定数	件	1,831	1,838	1,799	1,863	1,978	1,797	2,250		1,766	2,250	79.9%	未達成
部門対策 廃棄物	環境	二酸化炭素排出量 (廃棄物)	万 t-CO ₂	47	47	45	—	—	—	45		50 (H19)	46	102.0%	目標どおり 達成
	施策	廃棄物発電導入量	kl (原油換算)	25,043	25,137	25,232	26,080	26,285	—	61,300		22,451 (H20)	58,063	45.3%	未達成
	施策	廃棄物熱利用導入量	—	—	—	—	—	—	—	110,300		—	—	—	—

※1 平成27年度の低公害車の対象範囲の変更に伴い、データの把握できる次世代自動車導入台数に指標を変更

第2款 再生可能エネルギーの導入促進

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H27	H28	H29	H30	R1	現状値(R2)	目標値	目標年度	基準年度値(H20)	目安	指標の達成率	進捗状況
施策	太陽光発電導入量	kl (原油換算)	101,778	121,541	133,380	148,842	163,780	—	64,000	R2	7,188	59,266	276.3%	目標以上達成
施策	太陽熱利用システム導入量		44,108	44,288	44,430	44,549	44,635	44,725	50,700		42,127	50,700	88.2%	未達成
施策	バイオマス発電導入量		70,944	70,944	63,389	63,620	65,780	—	97,000		66,459	94,455	69.6%	未達成
施策	バイオマス熱利用導入量		—	—	—	—	—	—	385,500		—	—	—	—
施策	廃棄物発電導入量※1		25,043	25,137	25,232	26,080	26,285	—	61,300		22,451	58,063	45.3%	未達成
施策	廃棄物熱利用導入量		—	—	—	—	—	—	110,300		—	—	—	—

※1 廃棄物発電導入量は第1節第1款と同じ項目

第3款 森林吸収源対策の推進

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H27	H28	H29	H30	R1	現状値(R2)	目標値	目標年度	基準年度値(H26)	目安	指標の達成率	進捗状況
施策	森林吸収源の算定対象となるFM林面積	千 ha	216	217	218	218	220	221	224	R2	215	223	98.7%	概ね達成

第2節 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

(第2節の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
1	3	2	3

第1款 資源循環を基本とした社会づくり

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H26	H27	H28	H29	H30	現状値(R1)	目標値	目標年度	基準年度値(H25)	目安	指標の達成率	進捗状況
環境・施策	一般廃棄物排出量	万 t	91.8	92.0	90.6	90.6	90.8	91.2	87.4 以下	R2	92.2	88.1	96.6%	概ね達成
環境・施策	1人当たり一般廃棄物排出量	g	876	878	866	871	876	881	858 以下		879	861	97.7%	概ね達成
環境・施策	一般廃棄物再生利用率	%	19.8	19.6	19.8	19.6	19.3	17.1	19.0 以上		19.9	19.1	89.5%	未達成
環境・施策	一般廃棄物最終処分量	万 t	10.6	11.4	10.8	11.1	11.8	12.1	10.3 以下		12.0	10.5	86.8%	未達成
環境・施策	産業廃棄物排出量		1,435	1,439	1,444	1,456	1,465	1,478	1,480 以下		1,465	1,478	100.0%	目標どおり達成
環境・施策	産業廃棄物再生利用率	%	80.8	78.6	78.1	77.5	74.9	73.0	73.1 以上		72.6	73.0	100.0%	目標どおり達成
環境・施策	産業廃棄物最終処分率		2.4	2.4	2.4	2.5	2.3	2.4	2.4 以下		2.5	2.4	100.0%	目標どおり達成

第2款 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H27	H28	H29	H30	R1	現状値 (R2)	目標値	目標 年度	基準年度値 (H26)	目安	指標の 達成率	進捗状況
環境	産業廃棄物の不法投棄件数 (投棄量 10t以上)	件	3	2	2	1	5	2	毎年度 5 以下	R2	5.6※1	5	250%	目標以上達成
施策	産業廃棄物の最終処分場の 残余年数	年	12.2	12.6	10.9	8.4	4.8	—	10 以上		10.6 (H24)	10.1	47.5%	未達成

※1 H17～H26 の平均値

第3節 広島の良い「地域環境の保全」

(第3節の計)	目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
	4	19	4	0

第1款 良い大気環境の確保

※「次世代自動車導入台数」は第1節でカウントする

項目	指標の区分	指標項目(内容)	単位	H27	H28	H29	H30	R1	現状値 (R2)	目標値	目標 年度	基準年度値 (H26)	目安	指標の 達成率	進捗状況
大気質の保全	環境	環境基準達成率: 二酸化窒素	%	100	100	100	100	100	100	100	R2	100	100	100%	目標どおり達成
	環境	環境基準達成率: 浮遊粒子状物質		100	100	100	100	100	100	100		100	100	100%	目標どおり達成
	環境	環境基準達成率: ベンゼン		100	100	100	100	100	100	100		100	100	100%	目標どおり達成
	環境	環境基準達成率: ジクロロメタン		100	100	100	100	100	100	100		100	100	100%	目標どおり達成
	施策	次世代自動車導入台数※1	万台	11.9	13.9	15.9	17.8	19.5	—	41.2		0.5 (H24)	36.1	54.0%	未達成
騒音・振動・悪臭の防止	環境	環境基準達成率: 一般地域における騒音	%	94.5	91.4	90.4	89.6	91.9	89.3	環境基準の 達成率の 向上を図る	R2	90.0	90.0	99.2%	概ね達成
	環境	環境基準達成率: 道路に面する地域における騒音		77.1	71.5	78.9	84.6	84.6	84.1			80.8	80.8	104.1%	目標どおり達成
	環境	環境基準達成率: 航空機騒音		100	100	100	100	100	100	100		100	100	100%	目標どおり達成
	環境	環境基準達成率: 新幹線鉄道騒音		54.5	54.5	54.5	54.5	50.0	60	環境基準の 達成率の 向上を図る		54.5	54.5	110.1%	目標どおり達成

※1 次世代自動車導入台数は第1節第1款と同じ項目

第2款 健全な水環境の保全・管理

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H27	H28	H29	H30	R1	現状値 (R2)	目標値	目標 年度	基準年度値 (H26)	目安	指標の 達成率	進捗状況
環境	環境基準達成率:河川BOD	%	97.6	96.3	95.1	93.9	92.7	95.1	環境基準の 達成率の 向上を図る	R2	95.1	95.1	100%	目標どおり達成
環境	環境基準達成率:海域COD		42.9	42.9	28.6	28.6	42.9	28.6			28.6	28.6	100%	目標どおり達成
環境	環境基準達成率:海域全窒素		88.9	88.9	88.9	88.9	88.9	88.9			88.9	88.9	100%	目標どおり達成
環境	環境基準達成率:海域全りん		100	100	100	100	100	100			100	100	100%	目標どおり達成
環境	環境基準達成率:地下水		89.1	82.2	89.4	89.8	81.6	79.6			84.8	84.8	93.9%	概ね達成
施策	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域): 生活系COD	t/日	18	17	17	16	15	—	16	R1	18 (H25)	16.0	106.7%	目標どおり達成
施策	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域): 産業系COD		21	20	20	19	20	—	23		21 (H25)	23.0	115.0%	目標どおり達成
施策	COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域): その他COD		6	6	6	6	7	—	6		6 (H25)	6.0	94.8%※1	概ね達成
施策	污水处理人口普及率	%	86.6	87.1	87.9	88.4	88.8	89.4	92.8	R8	85.9	89.7	99.7%	概ね達成

※1 端数処理前の現状値を用いて算定

第3款 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

項目	指標の 区分	指標項目(内容)	単位	H27	H28	H29	H30	R1	現状値 (R2)	目標値	目標 年度	基準年度値 (H26)	目安	指標の 達成率	進捗状況
排出抑制の推進 化学物質の潜在 リスクの把握及び	環境	ダイオキシン類環境基準達成率：大気	%	100	100	100	100	100	100	100	R2	100	100	100%	目標どおり達成
	環境	ダイオキシン類環境基準達成率：公共用水域		100	100	100	100	100	100	100		100	100	100%	目標どおり達成
	環境	ダイオキシン類環境基準達成率：土壌		100	100	100	100	100	100	100		100	100	100%	目標どおり達成
	施策	事業者によるダイオキシン自主測定の実施基準適合率		100	100	100	100	100	100	100		100	100	100%	目標どおり達成
	環境	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：大気	t/年	6,376	6,335	6,618	6,102	5,924	—	排出量の削減を図る		5,999 (H25)	5,999	101.3%	目標どおり達成
	環境	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：公共用水域		201	189	201	217	205	—			286 (H25)	286	139.5%	目標以上達成
	環境	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：埋立処分		2,938	2,450	2,733	2,324	1,954	—			3,435 (H25)	3,435	175.8%	目標以上達成

第4款 地域環境の維持・向上

項目	指標の区分	指標項目(内容)	単位	H27	H28	H29	H30	R1	現状値(R2)	目標値	目標年度	基準年度値(H26)	目安	指標の達成率	進捗状況
対 事 環 応 案 境 の 汚 染 の 保 全	施策	水質事故発生件数	件	171	146	152	153	147	140	現状より減少させる	R2	171	171	122.1%	目標以上達成
の 地 身 保 環 近 全 境 な 等 緑	環境	緑地環境保全地域面積	ha	818	818	818	818	818	818	現状を維持		818	818	100%	目標どおり達成
	施策	1人当たり都市公園等面積	m ² /人	11.4	11.5	11.5	11.5	11.5	—	設定なし	—	11.3(H25)	—	—	—
全 観 優 と 等 れ 創 等 た 造 の 景 保 景	施策	景観計画策定市町数	市町	6	6	6	6	6	6	増加を図る	R2	5	5	120%	目標以上達成

第4節 広島県の豊かな「生物多様性の保全」

(第4節の計)	目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
	0	5	1	4

第1款 生態系の健全な維持管理

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H27	H28	H29	H30	R1	現状値(R2)	目標値	目標年度	基準年度値(H28)	目安	指標の達成率	進捗状況
環境	鳥獣保護区面積	ha	59,507	58,506	58,506	58,506	57,351	57,351	57,343	R4	58,506	57,925	99.0%	概ね達成
環境	レッドデータブックひろしま掲載数	種	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	設定なし	—	—	—	—	—
施策	生物多様性に関する講習会等への参加人数	人/年	5,988	5,288	5,239	5,405	6,296	5,335	設定なし	—	—	—	—	—
環境	ツキノワグマ年間除去頭数	頭/年	48 ^{※1}	267 ^{※1}	105 ^{※1}	171 ^{※1}	193 ^{※1}	425 ^{※1}	80 以内 ^{※1}	R2	—	80	18.8%	未達成
環境	イノシシ年間捕獲頭数		26,549	27,571	25,673	27,093	29,531	33,121 ^{※2}	30,000	R4	27,571	29,190	113.5%	目標どおり達成
環境	ニホンジカ年間捕獲頭数		10,866	9,698	10,691	9,616	10,550	12,631 ^{※2}	設定なし	—	—	—	—	—

※1 広島県、島根県、山口県の合計

※2 速報値

第2款 自然資源の持続可能な利用

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H27	H28	H29	H30	R1	現状値(R2)	目標値	目標年度	基準年度値(H26)	目安	指標の達成率	進捗状況
環境	県自然環境保全地域面積	ha	2,054	2,054	2,054	2,054	2,054	2,054	現状を維持	R2	2,054	2,054	100%	目標どおり達成
環境	自然公園面積		37,853	37,857	37,857	37,857	37,857	37,857			37,853	37,857	100%	目標どおり達成
施策	自然公園利用者数	千人	8,816	9,273	9,549	8,364	8,660	4,545	増加を図る		8,611	8,611	52.8%	未達成
施策	野外レクリエーション施設利用者数		684	658	661	600	618	416	増加を図る		683	683	60.9%	未達成
環境	自然海浜保全地区面積(陸域)	ha	17	17	17	17	17	17	現状を維持		17	17	100%	目標どおり達成
施策	森林ボランティア参加数	人	70,971	72,145	74,630	75,911	78,108	38,118	80,000		69,343	80,000	47.6%	未達成
施策	アマモ場、ガラモ場等の造成面積	ha	14.2	15.8	18.2	22.2	26.2	32.2	28.2※1		9.1※2	28.2	115.0%	目標どおり達成

※1 平成23年度～令和2年度の累計、 ※2 平成23年度～平成25年度の累計

第5節 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

(第5節の計)

目標以上	目標どおり	概ね達成	未達成
2	1	1	4

第1款 環境学習・環境活動の推進

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H27	H28	H29	H30	R1	現状値(R2)	目標値	目標年度	基準年度値(H26)	目安	指標の達成率	進捗状況
施策	県環境情報サイト「エコひろしま」アクセス件数	千件	735	631	607	573	563	696	増加を図る	R2	898	898	77.5%	未達成
施策	環境学習講師の派遣者数	人/年	17	17	22	23	21	7			10	10	70.0%	未達成
施策	環境活動リーダー養成者数(累計)	人	42	103	119	124	131	152			10	100	152.0%	目標以上達成
環境	せとうち海援隊認定団体数	団体	33	34	36	36	37	35			32	38	92.1%	概ね達成

第2款 環境ビジネスの育成

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H27	H28	H29	H30	R1	現状値(R2)	目標値	目標年度	基準年度値(H26)	目安	指標の達成率	進捗状況
施策	技術開発補助金採択件数	件	18	12	14	15	15	12	95※1	R2	15	19	63.2%	未達成
施策	びんごエコ団地分譲済み区画数	区画	4/6	5/6	5/6	5/6	6/6	6/6	6/6		4/6	6/6	100%	目標どおり達成

※1 平成28年度～令和2年度の累計(単年度当たり14件)

第3款 環境配慮の仕組みづくり

指標の区分	指標項目(内容)	単位	H27	H28	H29	H30	R1	現状値(R2)	目標値	目標年度	基準年度値(H26)	目安	指標の達成率	進捗状況
施策	環境マネジメントシステム等セミナー終了事業所数(累計)	団体	52	102	159	189	225	262	200	R2	33	200	131.0%	目標以上達成
施策	県のグリーン購入調達率	%	93.0	95.3	91.5	91.8	88.3	88.1	100		91.4	100	88.1%	未達成

付2 環境関連事業費

第2部 第2章に掲載している県の環境施策について、項目ごとに合計予算をまとめています。

(単位:千円)

項 目	R2当初予算	R3当初予算
第1節 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」		
第1款 省エネルギー対策の推進		
1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進	※ 41,070,301	※ 39,232,188
第2款 再生可能エネルギーの導入促進		
1 本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進	270,427	291,161
第3款 森林吸収源対策の推進		
1 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保	1,803,045	1,814,870
第4款 その他地球温暖化対策の推進		
1 フロン類対策による温暖化の防止等	7,089	6,557
第2節 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」		
第1款 資源循環を基本とした社会づくり		
1 一般廃棄物の3Rの推進	5,000	5,000
2 産業廃棄物の3Rの推進	7,483	7,816
3 資源循環の推進	495,820	549,995
第2款 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり		
1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理	69,059	74,505
2 産業廃棄物の適正処理	383,529	391,525
3 廃棄物不法投棄防止対策	142,749	154,558
第3節 広島の良い「地域環境の保全」		
第1款 良い大気環境の確保		
1 大気質の保全	71,420	71,478
2 騒音・振動、悪臭の防止	40,314	43,501
第2款 健全な水環境の保全・管理		
1 水質の保全・管理	※ 8,039,621	※ 6,907,293
2 水循環の確保	51,135	53,672
第3款 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全		
1 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進	25,594	26,353
2 土壌汚染対策の円滑な推進	1,024	928
第4款 地域環境の維持・向上		
1 総合的な環境保全対策の推進	801	785
2 環境汚染事案への対応	34,345	12,584
3 身近な緑地環境等の保全	※ 39,600,895	※ 37,124,501
4 優れた景観等の保全と創造	492,900	446,870
第4節 広島の豊かな「生物多様性の保全」		
第1款 生態系の健全な維持管理		
1 豊かな恵みを次世代へ継承する取組の推進	※ 36,400,403	※ 33,970,423
第2款 自然資源の持続可能な利用		
1 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進	※ 14,560,666	※ 12,780,993
2 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進	58,548	64,164
第5節 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」		
第1款 環境学習・環境活動の推進		
1 環境学習と啓発活動の推進	※ 3,960,169	※ 4,026,995
2 自主的な環境活動を行う人づくり・仕組みづくり	56,151	65,487
第2款 環境ビジネスの育成		
1 環境・エネルギー関連産業の育成	62,519	144,630
2 リサイクル産業の集積・育成	137,270	94,163
第3款 環境配慮の仕組みづくり		
1 アセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進	1,241	1,228
2 県民・事業者による環境負荷の低減	※ 323,576	※ 302,962
3 県自らの率先行動	※ 3,875,515	※ 3,938,955

(注1) 予算が複数の項目に跨る場合は、主たる項目の欄に合計予算をまとめています。

(注2) 予算が環境関連事業とそれ以外の事業に跨る場合は、※印を付しています。

付3 県・市町の環境行政組織(令和3年4月1日現在)

(1) 県

部 課 名		所 在 地	TEL
環 境 県 民 局	環 境 政 策 課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-2911
	環 境 保 全 課		082-513-2917
	自 然 環 境 課		082-513-2932
	循 環 型 社 会 課		082-513-2951
	産 業 廃 棄 物 対 策 課		082-513-2963
事 務 所 名		所 在 地	TEL
生活環境・廃棄物	西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
	西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-513-5537
	西部厚生環境事務所呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
	東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-4634
	東部厚生環境事務所福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
自然環境	西部農林水産事務所 林務第一課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-228-2111
	西部農林水産事務所呉農林事業所 林務課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	西部農林水産事務所東広島農林事業所 林務課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
	東部農林水産事務所 林務課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	東部農林水産事務所尾道農林事業所 林務課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
	北部農林水産事務所 林務第一課	〒727-0011 庄原市東本町 1-4-1	0824-72-2015
総合技術研究所 保健環境センター		〒734-0007 広島市南区皆実町 1-6-29	082-255-7131

(2) 市町

市町	課(室)名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
広島市	温暖化対策課 環境保全課	環境政策課 業務第一課 (一般廃棄物) 業務第二課 (浄化槽) 産業廃棄物指導課	—	広島市中区国泰寺町 1-6-34	環境政策課 082-504-2505 業務第一課 082-504-2219 業務第二課 082-504-2223 産業廃棄物指導課 082-504-2225 温暖化対策課 082-504-2185 環境保全課 082-504-2097	082-504-2229
呉市	環境政策課 環境試験センター	環境政策課 環境業務課 環境施設課 (廃棄物) 環境試験センター (浄化槽)	環境政策課 土木総務課 農林水産課	環境政策課・土木総務課 ・農林水産課 呉市中央 4-1-6 環境業務課 呉市広多賀谷 3-8-7 環境施設課 呉市広多賀谷 3-9-2 環境試験センター 呉市青山町 5-3	環境政策課 0823-25-3301 環境業務課 0823-74-9100 環境施設課 0823-74-9107 環境試験センター 0823-25-3551 土木総務課 0823-25-3668 農林水産課 0823-25-3317	環境政策課 0823-32-1621 環境業務課 0823-71-7497 環境施設課 0823-74-3312 環境試験センター 0823-25-9752 土木総務課 0823-25-0347 農林水産課 0823-25-7592
竹原市	市民課	市民課	市民課 産業振興課	竹原市中央 5-1-35	市民課 0846-22-2279 産業振興課 0846-22-7745	0846-22-8579

市町	課（室）名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
三原市	環境施設課 生活環境課	環境施設課 （廃棄物） 生活環境課 （浄化槽）	生活環境課 都市開発課	環境施設課 三原市八坂町 10227 生活環境課，都市開発課 三原市港町 3-5-1	環境施設課 0848-63-4197 生活環境課 0848-67-6194 都市開発課 0848-67-6113	環境施設課 0848-67-6069 生活環境課 0848-67-6164 都市開発課 0848-64-6057
尾道市	環境政策課	環境政策課 下水道課 （浄化槽） 清掃事務所 （一般廃棄物）	農林水産課 環境政策課	環境政策課，農林水産課， 尾道市久保 1-15-1 下水道課 尾道市長江 3-6-52 清掃事務所 尾道市長者原 1-220-75	環境政策課 0848-38-9434 下水道課 0848-29-6250 清掃事務所 0848-48-2900 農林水産課 0848-38-9473	環境政策課 0848-38-9293 下水道課 0848-37-5376 清掃事務所 0848-48-2820 農林水産課 0848-37-2377
福山市	環境総務課 環境保全課	廃棄物対策課 （廃棄物） 環境保全課 （浄化槽）	環境保全課	福山市東桜町 3-5	環境総務課 084-928-1071 環境保全課 084-928-1072 廃棄物対策課 （一般廃棄物） 084-928-1073 （産業廃棄物） 084-928-1168	084-927-7021
府中市	環境整備課	環境整備課	—	府中市鶴飼町 74-2	（環境保全） 0847-43-7237 （廃棄物） 0847-43-9222	0847-43-9223
三次市	環境政策課	環境政策課	環境政策課	三次市十日市中 2-8-1	（環境保全） （自然環境） 0824-62-6136 （廃棄物） 0824-66-3449	（環境保全） （自然環境） 0824-62-6397 （廃棄物） 0824-66-3168
庄原市	環境政策課	環境政策課 （廃棄物） 下水道課 （浄化槽）	環境政策課	環境政策課 庄原市是松町 20-25 下水道課 庄原市中本町 1-10-1	環境政策課 0824-72-1398 下水道課 0824-73-1175	環境政策課 0824-72-5517 下水道課 0824-72-4591
大竹市	環境整備課	環境整備課 リサイクルセンター （廃棄物） 環境整備課 （浄化槽）	産業振興課 都市計画課 環境整備課	環境整備課，産業振興課， 都市計画課 大竹市小方 1-11-1 環境整備課リサイクルセンター 大竹市東栄 3-4	環境整備課 0827-59-2154 環境整備課 リサイクルセンター 0827-52-5101 産業振興課 0827-59-2130 都市計画課 0827-59-2167	環境整備課 0827-57-0880 環境整備課 リサイクルセンター 0827-52-5180 産業振興課， 都市計画課 0827-57-7130
東広島市	環境先進都市 推進課	廃棄物対策課 （廃棄物） 環境先進都市 推進課 （浄化槽）	環境先進都市 推進課 （緑の基本計画） 都市整備課 （自然公園管理）	東広島市西条栄町 8-29	環境先進都市 推進課 082-420-0928 廃棄物対策課 082-420-0926 都市計画課 082-420-0954 都市整備課 082-420-0955	環境先進都市 推進課 082-421-5601 廃棄物対策課 082-426-3115 都市計画課 082-421-3233 都市整備課 082-421-5280

市町	課（室）名			所在地	TEL	FAX
	環境保全関係	廃棄物関係	自然環境関係			
廿日市市	環境政策課 （環境保全） 都市計画課 （景観）	循環型社会推進課 （一般廃棄物） 下水道経営課 （浄化槽）	農林水産課 環境政策課	農林水産課，環境政策課， 循環型社会推進課 廿日市市下平良 1-11-1 下水道経営課 廿日市市串戸五丁目 10-15	農林水産課 0829-30-9148 環境政策課 0829-30-9132 循環型社会推進課 0829-30-9133 下水道経営課 0829-32-5490 都市計画課 0829-30-9190	農林水産課 環境政策課 循環型社会推進課 都市計画課 0829-31-0999 下水道経営課 0829-31-2575
安芸高田市	環境生活課 管理課	環境生活課 （廃棄物） 上下水道課 （浄化槽）	農林水産課	安芸高田市吉田町吉田 791	環境生活課 0826-42-1126 管理課 0826-47-1201 上下水道課 0826-47-1204 農林水産課 0826-47-4022	環境生活課 管理課 上下水道課 0826-47-1206 農林水産課 0826-42-1003
江田島市	地域支援課	地域支援課	農林水産課 都市整備課 地域支援課	江田島市大柿町大原 505	農林水産課 0823-43-1642 都市整備課 0823-43-1647 地域支援課 0823-43-1637	農林水産課 0823-57-4433 都市整備課 0823-57-4434 地域支援課 0823-57-4432
府中町	環境課	環境課	環境課	安芸郡府中町大通 3-5-1	082-286-3244	082-284-7111
海田町	町民生活課	町民生活課	町民生活課	安芸郡海田町上市 14-18	082-823-9219	082-823-7927
熊野町	生活環境課	生活環境課	—	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	082-820-5606	082-854-8009
坂町	環境防災課	環境防災課	—	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1	082-820-1506	082-820-1522
安芸太田町	住民課	衛生対策室 （廃棄物） 住民課 建設課 （浄化槽）	住民課	衛生対策室 山県郡安芸太田町大字穴 1456-1 住民課・建設課 山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1	衛生対策室 0826-23-1120 住民課 0826-28-2116 建設課 0826-28-1963	衛生対策室 0826-23-1170 住民課 建設課 0826-28-1622
北広島町	町民課	町民課 （廃棄物） 上下水道課 （浄化槽）	農林課	山県郡北広島町有田 1234	町民課 050-5812-1854 上下水道課 050-5812-1861 農林課 050-5812-1857	0826-72-5242
大崎上島町	保健衛生課	保健衛生課	保健衛生課	豊田郡大崎上島町木江 4968	0846-62-0303	0846-62-0304
世羅町	町民課	町民課	産業振興課	世羅郡世羅町大字西上原 123-1	町民課 0847-22-4513 産業振興課 0847-22-5304	町民課 0847-22-2768 産業振興課 0847-22-4566
神石高原町	環境衛生課	環境衛生課	環境衛生課	神石郡神石高原町小畠 2025	0847-89-3336	0847-85-3394

(環境用語索引)

－ あ行 －

R D F	18, 35
ISO14001	110
赤潮	57
アスベスト	69
アダプト活動	104
安定型最終処分場	38
エコアクション 21	110
エコドライブ	12, 51
F M 林	22
L E D	11
オゾン層	25
汚濁負荷量	57
温室効果ガス	7

－ か行 －

カーボンオフセット	24
外来生物法	2
環境影響評価	108
環境基準	47
環境教育等促進法	2
環境の日, 環境月間	102
環境マネジメントシステム	110
環境リスク	70
管理型最終処分場	38
県グリーン購入方針	112
光化学オキシダント	47
公共用水域	57
交通需要マネジメント	11
小型家電リサイクル法	1

－ さ行 －

サーマルリサイクル	35
里山	6, 20, 78
C O D	57
次世代自動車	10, 48
自然環境保全地域	24, 90
自然公園	90
自動車使用合理化	10, 51
臭気指数	54
水銀汚染防止法	2
3 R	29

－ た行 －

ダイオキシン類	69
第1種エネルギー管理指定工場	9
第2種エネルギー管理指定工場	9
地球温暖化対策地域協議会	15
長期優良住宅	13
低周波音(空気振動)	52
電力固定価格買取制度(FIT)	18
都市公園	78

－ な行 －

内部生産	57
熱回収(サーマルリサイクル)	17

－ は行 －

パーク & ライド	11
廃棄物処理法	1
P R T R	68
p H	48
B O D	57
P C B	41, 71
P C B 廃棄物特別措置法	1
干潟	93
光ビーコン	11
微小粒子状物質(P M2.5)	47
広島県地球温暖化防止活動推進センター	15
ひろしま地球環境フォーラム	15, 101
びんごエコタウン(構想)	106
V O C	51
富栄養化	57
不法投棄 110 番	43
フロン排出抑制法	2
フロン類	25
保安林	24

－ ま行 －

マイクロプラスチック	2
マニフェスト	42
水の華	60
藻場	93

－ ら行 －

リサイクル関係各法	1
リスクコミュニケーション	70

令和3（2021）年版 環 境 白 書

令和3（2021）年9月

編集 広島県環境県民局

発行

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL 082-228-2111